

羽生市議会都市民生常任委員会会議録（第3日）

議事日程 令和7年9月11日（木曜日）午前 9時33分 開 議

第 1 開 議

第 2 審査事項

- 2) 議案第46号 令和6年度羽生市水道事業会計利益の処分及び決算
- 3) 議案第47号 令和6年度羽生市下水道事業会計利益の処分及び決算
- 4) 議案第42号 令和6年度羽生市国民健康保険特別会計歳入歳出決算
- 5) 議案第45号 令和6年度羽生市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算
- 6) 議案第44号 令和6年度羽生市介護保険特別会計歳入歳出決算

第 3 閉 会

出席委員（7名）

中 島 直 樹 委員（委員長）	柳 沢 暁 委員（副委員長）
昆 佳 子 委員	川 田 真 也 委員
西 山 丈 由 委員	松 本 敏 夫 委員
丑久保 恒 行 委員	

欠席委員（なし）

説明のため出席した者

須 永 正 弘 健康福祉部長	佐 藤 友美代 高齢介護課長
秋 本 悟 国保年金課長	小野塚 祐 介護保険係長
松 本 俊 一 国保係長	山 畑 佳 菜 後期高齢年金係長
五月女 和 則 収納課長	小 島 史 愉 収納係長
山 木 章 史 まちづくり部長	小 林 弘 典 下水道課長

田 口 真 也 水 道 課 長 間 下 千 安 紀 管 理 係 長
大 塚 恵 一 課 長 補 佐 兼
 営 業 係 長

事務局職員出席者

岡 田 光 弘 総 務 課 長

午前 9時33分 開 会

○中島直樹委員長 おはようございます。

ただいまから、本日の会議を開きます。

これより日程に入ります。

議案第46号 令和6年度羽生市水道事業会計利益の処分及び決算を議題といたします。

水道課長に説明を求めます。よろしく申し上げます。

水道課長。

○田口真也水道課長 改めましておはようございます。水道課長の田口でございます。よろしくお願いたします。

同席職員の紹介をさせていただきます。

課長補佐兼営業係長の大塚でございます。

○大塚恵一課長補佐兼営業係長 大塚です。よろしく申し上げます。

○田口真也水道課長 まず、説明に入らせていただく前に、今回提出させていただいた議案に修正があったことについて、改めておわび申し上げます。精査方法を見直し、確認を徹底するなど、再発防止に努めてまいります。大変申し訳ございませんでした。

それでは、説明に入らせていただきます。恐縮ですが、着座で失礼いたします。

議案第46号 令和6年度羽生市水道事業会計利益の処分及び決算について、別冊2、令和6年度羽生市水道事業会計決算書及び附属書類を基に、主なものを説明申し上げます。

1ページをご覧ください。こちらは予算の執行実績を表す決算報告書となります。

(1) 収益的収入及び支出については、営業活動に伴う料金収入や維持管理費用などの収益に関する収支でございます。

まず、収入の部、第1款水道事業収益の決算額、こちら12億9,548万6,744円、予算額と比較しまして1,277万256円の減となりました。

これは、主に第2項営業外収益において、消費税の還付を見込んだものの、工事などの繰越額が多く、還付が生じなかったことによるものでございます。

続いて、2ページをご覧ください。

支出の部、第1款水道事業費用の決算額は11億5,328万373円、不用額が1億5,147万1,627円となりました。

これは、主に第1項営業費用において、想定した電気料の値上げが見込みよりも少なかったこと、また施設の故障や漏水などのための修繕費の執行残でございます。

次に、3ページをご覧ください。

(2) 資本的収入及び支出については、建設改良費などの資産形成費や企業債などに関する収支となります。

まず、収入の部、第1款資本的収入の決算額1億6,029万6,844円、予算額と比較しまして977万9,156円の減となりました。

これは、主に第5項工事負担金において、埼玉県による工事が行われる際に支払われる負担金が、事業進捗の遅れのため、見込んでいた全ての額が支払われなかったことによるものです。

4ページをご覧ください。

支出の部、第1款資本的支出の決算額6億6,442万745円で、翌年度繰越額として5億1,711万2,000円、不用額が1億3,913万5,255円となりました。

繰越しの理由につきましては、主に第1項建設改良費において第二浄水場の設備更新工事で、製品の製作に不測の期間を要したことや、岩瀬土地区画整理事業の進捗に合わせて工期を延長したこと、また老朽化した第一浄水場の統廃合などを含めた施設更新の方向性を具体的に検討する浄水場施設更新事業基本計画策定業務で、水需要の動向などにより、検討事項を広げる必要が生じたためなどでございます。

また、不用額の主なものとしまして、第1項建設改良費において、先ほど収入の部で説明いたしました、埼玉県による工事の進捗が遅れたため、工事の設計や着工を見送ったことによる執行残でございます。

なお、表の下に記載してありますとおり、収入額が支出額に不足する5億412万3,901円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額と過年度分損益勘定留保資金で補填いたしました。

5ページをご覧ください。こちら、令和6年度における1年間の営業成績を示す損益計算書でございます。

1、営業収益が11億4,783万4,035円。

2、営業費用は10億2,593万8,197円で、差し引いた営業利益が1億2,189万5,838円となりました。

次に、3、営業外収益が3,310万9,192円。

6ページに移ります。

4、営業外費用は5,268万8,783円で、差引き1,957万9,591円のマイナスとなり、先ほどの営業利益にこの金額を足した1億231万6,247円が経常利益でございます。

次に、5、特別利益は令和6年度はございませんでした。

6、特別損失はマイナスの24万7,966円で、経常利益にこの金額を足しました1億206万8,281円が当年度純利益となったものでございます。

7ページをご覧ください。

こちらは、年度中の剰余金の増減内容を示す剰余金計算書でございます。

まず、資本剰余金については、変動はございませんでした。

利益剰余金については、前年度決算で議決いただきました未処分利益剰余金3,665万6,246円を前年度処分額へ計上し、また先ほど申し上げました当年度純利益1億206万8,281円を当年度変動額へ計上し、その結果、令和6年度の未処分利益剰余金は9億9,791万7,324円となりました。

8ページをご覧ください。

こちらが、剰余金処分計算書（案）でございます。こちらは地方公営企業法第32条2項の規定に基づき、決算に伴う剰余金の処分について、議会の議決をお願いするものでございます。

内容としましては、先ほどの当年度未処分利益剰余金9億9,791万7,324円のうち、1,000万円を減債積立金へ積み立て、2,762万9,009円を資本金に組み入れ、処分後残高となる9億6,028万8,315円を令和7年度への繰越利益剰余金とするものでございます。

9ページをご覧ください。こちらは、決算時における水道事業が保有する全ての財産を総括的に表した貸借対照表でございます。

まず、資産の部、1固定資産の合計が82億4,342万4,639円でございます。

10ページをご覧ください。

2流動資産の（1）現金預金から（4）前払金までの合計が19億9,116万

2, 412円で、先ほどの固定資産と合わせた資産合計が102億3,458万7,051円となりました。

11ページをご覧ください。

次に、負債の部といたしまして、3固定負債が、(1)企業債の合計となります。41億2,616万9,809円でございます。

4流動負債が、(1)企業債から(4)預り金までの合計で3億9,596万6,824円となり、繰延収益が6億2,672万1,235円、これらを合計した負債合計が51億4,885万7,868円となったものでございます。

12ページをご覧ください。

次に、資本の部としまして、6資本金の合計が30億886万465円。7剰余金の合計が20億7,686万8,718円となり、資本合計が50億8,572万9,183円となりました。結果といたしまして、先ほどの負債合計とこの資本合計を合わせた負債資本合計102億3,458万7,051円は、10ページで説明申し上げました資産合計と一致するものでございます。

次に、15ページをご覧ください。決算附属書類として、令和6年度の水道事業報告書でございます。

まず、1概況の(1)総括事項としまして、利用状況につきましては、令和6年度末の給水戸数が2万4,847戸、給水人口が5万3,505人、前年度と比較しまして227戸の増加、240人の減少となっております。

また、施設整備事業としまして、老朽管の布設替えを118メートル、配水管が不足している場所への新設管布設を675メートル施工いたしました。

16ページをご覧ください。

(2)経営指標に関する事項の主なものとしまして、経常収支比率は、前年度と比べて0.96ポイント減の109.49%となりましたが、健全経営の水準とされる100%は上回っている状況でございます。

また、その下ですが、料金回収率も前年度と比べて10.31ポイント増の102.81%となり、事業に必要な費用を給水収益で賄えているとする基準の100%を上回っている状況でございます。

次に、18ページをご覧ください。

(6)料金その他供給条件の設定、変更に関する事項としまして、水道料金の改定に

ついて、令和6年3月定例会市議会で、給水条例の一部を改正について議決をいただき、平成4年の改定以来、32年ぶりの値上げとなる料金改定を令和6年12月1日から施行いたしております。具体的には、用途別で一律の基本料金から使用する水道メーターの口径の大きさに差をつける口径別の料金体系に移行し、平均で22%値上げとなる料金改定を実施したものでございます。

次に、19ページをご覧ください。

こちらが、2主要建設工事の概況としまして、令和6年度内に竣工した全ての工事について、その事業費、施工業者などの内容を記載したものでございます。

20ページをご覧ください。

3業務の(1)業務量としまして、まず上から給水人口、給水戸数については先ほど申し上げたとおりでございます。

年間配水量、こちらは前年度比12万7,927立方メートル減の801万431立方メートルとなりました。そのうち、収益につながった年間有収水量は、前年度比6万1,661立方メートル減の686万7,892立方メートルで、その結果、有収率が前年度比0.6ポイント増の85.7%となりました。

表の下になります。供給単価が157.34円、給水原価が153.03円で、1立方メートル当たり4.31円の利益が出ております。

次に、21ページをご覧ください。

(2)事業収入に関する事項、こちらと次の22ページ、(3)事業費用に関する事項につきましては、この後の収益費用明細書で説明いたしますので、省略いたします。

次に、23ページをご覧ください。

4会計の(1)重要契約の要旨としまして、契約金額が1,000万円以上となるもの、こちら工事で9件、業務委託で5件ございました。

24ページをご覧ください。

(2)企業債及び一時借入金の概況としまして、イ企業債の本年度借入額が1億5,000万円、本年度償還額が2億93万6,921円で、令和6年度の本年度残高が43億3,670万5,698円となりました。一時借入金はございませんでした。

(3)その他会計経理に関する重要事項としまして、他会計の負担金など、それらの用途の特定について記載しております。収益的収入においては職員給与費、資本的収入においては工事請負費に充当したものでございます。

5 附帯事項の（1）給水装置工事の概況としまして、新設が194、改造が131件ございました。

25 ページをご覧ください。

月別給水戸数等調、こちらが通年の普及率が99.9%、（3）徴収率調としまして、徴収率の合計が99.7%で、いずれも例年と同一の数字となっております。

26 ページをご覧ください。こちら、1 事業年度における現金の増減とその内容を3つの活動区分で示すキャッシュ・フロー計算書でございます。

まず、1 業務活動によるキャッシュ・フローとしまして4億2,456万2,336円となります。

27 ページをご覧ください。

2 投資活動によるキャッシュ・フローは3億5,944万5,493円のマイナス、3 財務活動によるキャッシュ・フロー、こちらが5,093万6,921円のマイナスとなり、その結果、令和6年度の資金期末残高は、前年度から1,417万9,922円増の18億922万1,318円となっております。

次に、28 ページをご覧ください。

このページから36 ページまでが、先ほど1 ページ、2 ページで説明いたしました収益的収入及び支出に関する収益費用明細書でございます。

主なものを説明いたします。

収入のうち、第1項営業利益の第1目給水収益10億8,056万5,601円は、皆様から頂いた水道料金で、前年度比113.1%でございます。

続いて、第2目加入金5,951万円は、水道管の新規引込みなどの際に頂く加入金でございます。

続いて、31 ページをご覧ください。

支出のうち、第1項の営業費用の第1目原水及び浄水費の委託料9,198万8,432円は、施設の運転管理を24時間体制で行う浄水場及び配水場等運転管理業務5,928万円を含む8つの業務を委託したものです。

受水費の3億3,983万4,547円は、行田浄水場から送られる県水を購入した費用でございます。

32 ページをご覧ください。

第2目配水及び給水費の委託料1,117万8,600円は、計量法の規定により

8年ごとに量水器を交換する必要があるため、水道事業者へ交換業務を委託したものでございます。

33ページをご覧ください。

修繕費3,517万1,234円は、主に配水管の漏水修繕などに対して支出したものでございます。

34ページをご覧ください。

第3目総係費の委託料5,147万1,206円は、水道メーターの検針に加え、料金徴収や窓口業務を行う検針等業務委託料2,826万6,000円を含む11業務を委託したものです。

36ページをご覧ください。

第2項営業外費用の第1目支払利息及び企業債取扱諸費5,256万2,305円は、企業債償還額のうち利息でございませう。

37ページをご覧ください。

こちらから39ページまでが資本的収支明細となっておりまして、3ページ、4ページで説明いたしました資本的収入及び支出に関する明細となっております。

主なものとしまして、収入のうち第1項企業債の1億5,000万円は、配水管整備や機械及び装置新設のための借入れとなっております。

39ページをご覧ください。

支出のうち、第1項建設改良費の第1目配水管布設費の工事請負費6,018万1,820円は、新たな配水管の布設や老朽化した管の布設替えなど、7件の工事に対する支出となります。

第2目営業設備費の機械及び装置新設改良費3億636万3,639円は、第二浄水場の配水流量計やろ過機などの更新に関する支出となります。

一番下の企業債償還金2億93万6,921円は、企業債償還額のうち、こちらは元金の部分となります。

40ページをご覧ください。

こちらは、固定資産明細書で、6年度末の償却未済額を一覧にまとめたものでございませう。

41ページをご覧ください。ここから44ページまでが企業債明細書となっておりまして、借入額や未償還残高の明細となっております。

最後の44ページをご覧ください。

令和6年度の未償還残高、こちらは43億3,670万5,698円となり、前年度と比較して5,093万6,921円の減となっております。

長くなりましたが、以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○中島直樹委員長 ただいまの課長の説明に対し、質疑を求めます。

質疑のある方はどうぞ。

柳沢委員。

○柳沢 暁委員 6ページの下の方、当年度純利益ということで1億206万8,281円ということになりました。予算のほうを見ると、こちらがマイナスの5,313万1,000円と予定していたのですけれども、結果としてはプラスになったということなんですけれども、この要因としてはどういうことなのか、お伺いいたします。

○中島直樹委員長 水道課長。

○田口真也水道課長 予算としては、まずは厳しめに計上してあるというのがまず前提でございます。それと、先ほども触れましたが、令和6年度は大きな改正として、料金改定もございました。年度の全部で反映したわけではございませんが、2月、3月分の料金については増額分の収益が出たというところで、結果的に純利益が出たというところでございます。

以上です。

○柳沢 暁委員 分かりました。

○中島直樹委員長 ほかに質疑はございますか。

松本委員。

○松本敏夫委員 大変、課長の説明もいただきましたけれども、さすがに水道事業会計ということで、数字の横並びは物すごいですよね。今のとちょっと重複するのですけれども、副委員長がお話した件、私のほうからもあるのですけれども、利益はいずれにしても、この償却が3億3,000万円も出ているのですよね。これは利益ですから、実質的な利益でやって、この1億何円だと思えるのですよ。その見方がなかなか1億からの数字が出ているわけですよね、利益とすると。ここに、6ページかな、やっぱりね、減価償却で3億3,000万円も出ているのですよね、計上されている。出ているでしょう。

〔「5ページです」と呼ぶ者あり〕

○松本敏夫委員 5ページか、失礼。

出ていますけれども、この数字の状況の在り方、これからのやっぱり水道事業に対する戦略が相当やっぱり変わると思うんですよ。これだけの償却を出しているんだから。それでいて、約1億円からの利益が出ているわけですよ。実際的に、この償却自体が利益金だから、その利益金を含めるとすごい数字になるわけですね。だから、これからの水道事業の戦略をちょっとお聞かせいただければと思います。

○中島直樹委員長 水道課長。

○田口真也水道課長 5ページの減価償却費3億3,000万円、こちらにつきましては、営業費用なので、考え方とすると、施設の価値が目減りしていく減価償却というところの費用額になります。

委員さんのおっしゃった、それでも何とか利益が出ていて、今後の戦略を考えなきゃいけないというところがございますが、おっしゃるとおり、資産として建物だけではなくて、水道管なども資産でございます。それが古くなっていきますと、また更新というところも考えなければいけませんので、先ほど申し上げた料金改定ですとか、途中で申し上げました有収率、水をつくってしっかりと料金として反映させていただくというところも改善しながら、水道事業を今後も続けていくように努力はしていきたいというふうに考えております。

○中島直樹委員長 松本委員。

○松本敏夫委員 それでは、水道料金がここで25%ですか、20%か、値上げをしましたですね。

[「22です」と呼ぶ者あり]

○松本敏夫委員 22。

その市民の反響というのは、やはり当局のほうに入っていますか。

○中島直樹委員長 水道課長。

○田口真也水道課長 先ほど申し上げました令和6年12月から改定ということで、広報にも載せさせていただいたりとか、チラシ等も出したんですけども、特にクレームと申しますか、料金が高いという声は多くはいただいている状況です。

逆に言うと、審議会などでも審議しておりますので、声がないということは、皆さんは若干でもご理解はいただけたのかなというところがございます。なかなかこの料金改定で、全部が水道事業うまくいくかというところ、なかなか難しいところではあるかと思

ますので、今後も引き続きこの料金の適正金額については検討していきたいというふう
に考えております。

○中島直樹委員長 松本委員。

○松本敏夫委員 じゃ、あと1つです。

19ページ、ここで主要建設工事の内訳、出ていますよね。この数字的に、これちよ
っと誰が見ても分かるんですけども、群を抜いている数字がありますよね。荏原商事
ですか、これ。これは、どこの会社なんですかね。すごい数字ですよ、これ。

○中島直樹委員長 水道課長。

○田口真也水道課長 荏原商事については、さいたま市に営業所がございます。全国的に
も水道事業に特化といいますか、多く関わっている企業でございますして、羽生市の設備
に関しては、入札はもちろん行なっているんですけども、荏原商事が落札して施工す
るといのは多くなっている状況でございます。

どうしても、施設関係につきましては、製品などもひっくるめて工事しますので、金
額が高くなる傾向にあるというふうと考えております。

○中島直樹委員長 松本委員。

○松本敏夫委員 この会社は、失礼な言い方ですけども、これは上場された荏原ですか。
あれとは違う。

○中島直樹委員長 まちづくり部長。

○山木章史まちづくり部長 荏原商事さんなんですけれども、基本的には全国展開してい
る会社でして、特にプラント関係、水道とか水関係を含めて、結構環境関係も含めた幅
広くやっている会社でございます。その中で、水道事業のほうも力を入れてやってい
ると。設備関係は一通りこういったところでプロデュースされているという部分もござい
ますので、比較的、全国的にも荏原商事といたら水道界でのパイオニアという会社で
ございます。

ちょっと、上場しているかどうかというのは確認しないと分からないのですが、恐ら
く規模的には上場されているんじゃないかと思います。

以上です。

○松本敏夫委員 なるほどね。結構です。

○中島直樹委員長 有名なのは、荏原商事じゃなくて荏原製作所とか、そっこのほうじゃ
ないですか。

○松本敏夫委員 だから、荏原商事というのはその流れかなと、子会社なのかな。

○中島直樹委員長 ほかに質疑はありますか。

柳沢委員。

○柳沢 暁委員 料金を値上げしたということでお話があったんですけども、その結果、クレームはなかったということなんですが、滞納が増えたとか、何かそういった数値的に見える影響というのは出たのかどうか、お伺いいたします。

○中島直樹委員長 水道課長。

○田口真也水道課長 料金値上げで滞納が増えたかどうかというところなんですが、先ほども申し上げましたとおり、徴収率に関しましては、今、検針等業務委託という中で委託をしております、その委託を1年後から99.7%はしっかりと徴収させていただいております。料金値上げで未納が増えたというところは、現状のところ、ないという状況でございます。

以上です。

○柳沢 暁委員 分かりました。

○中島直樹委員長 やはり、実情としてあれですかね、引き落としの人が多いんですかね。直接窓口にお払いに来たりとかという人よりも。

○田口真也水道課長 割合としますと、令和6年度で約76%が口座振替です。残りの23%、24%ぐらいが自主納付と言って、納付書や、少ないですけども、今Pay Bというスマートフォンで決済できるものは水道課でできていますので、それが残りの割合でございます。

○中島直樹委員長 ほかに質疑はありますか。

丑久保委員。

○丑久保恒行委員 5ページの説明の中で、水需要による検討という言葉が説明の中に入ってきたわけですが、今後も新しい企業が羽生市に参入してくると、昨日も委員会の中でたくさんありますよという、そういう説明があったわけですよ。需要増につながっていくということは、一方で検討しなくてはならない。もう一方では、浄水場が老朽化して、1つの浄水場を閉鎖するというような、そういう考え方があると、つまり設備投資というんですか、老朽化による設備投資がどうしても高額な金額になっていくと。

そういう中で、今後も、未償還額が若干減ったというような説明もあったわけでありましてけれども、この水道会計においては、有収率の増加というものがあったわけであり

ますけれども、今後も相当の設備投資をしていかないと追いついていかないと、そういうことが考えられると思うんですけれども、その点はどうでしょうか。

○中島直樹委員長 水道課長。

○田口真也水道課長 おっしゃるとおりでございます。水道事業は開始して以来、各浄水場が40年、50年と経過していて、今かなり老朽化しております。先ほどもお話ししたんですが、第一浄水場が一番古くて、60年を超えているような施設になっております。

そういった中で、どうしても水道料金だけで施設更新をしていくというのは、金額が、正直申し上げましてかなり大きい金額が想定されておりますので、どうしても企業債に頼らざるを得ないのが現状でございます。

ただ、先ほどの比率というところでも話はしたんですが、現状、経営自体は問題ないというところなんです。課題として把握しているのが、全国的な羽生市と同じような規模の市と比べて、企業債の借入れの依存度が羽生市はちょっと高めな状況がございます。そういった中で借りていかなければなりませんので、できるだけ施設の更新についてもお金がかからないような工夫ですとか、料金の金額も、先ほど申し上げた検討を続けてまいりまして、何とか水道事業を続けていかなければならないというような考えでございます。

企業債については、一気に残高を減らすというのは難しいわけですが、長い期間をかけて検討していきたいというふうに考えております。

以上です。

○中島直樹委員長 丑久保委員。

○丑久保恒行委員 簡易水道から市の水道に変わって、かなり水道管も老朽化しているところがあって、铸铁管からダクタイル管に毎年のように少しずつ、少しずつ、更新をして、それを繰り返した中で、何十年かたつと、また同じところが老朽化してくると、そういうことがこれまでも何度も説明を受けたわけでありましてけれども、やっぱり母体となる浄水場が50年、60年経過ということになると、莫大なやはり資金を調達しないと、ある意味おいしい水を市民に提供するということがなかなか厳しいと。

先ほどの企業債も羽生市はかなり多いという、そういう説明もあったわけですが、どんぶり勘定で、どのぐらいの額を今後設備投資に賄わなければならない、その辺の数字はある程度確認されていると思うんですけれども、この辺、水道課長、どうでし

ようか。

○中島直樹委員長 水道課長。

○田口真也水道課長 実際には、はっきりとした数字、今後毎年何億借りていくというのは、今現在、決まっておりませんが、借りる対象が、今、委員さんがおっしゃっていただいた施設の更新にかかってくるものが大きいことは今分かっておりますので、繰越理由でも申し上げましたが、今後の第一、第二、中岩瀬、この施設をどう更新していくかというところで、実は昨年度結論を出そうとはしていたところですが、できるだけ金額も抑えて、市民の皆様に影響がからないよう検討事項を広げて、どういう施設にしようかというところで計画を立てております。

その結果を、もちろん議会のほうにも今後示させていただく予定ではございますが、加えて老朽管につきましても、今現在大まかな市の耐震化の方向性というのは出ているんですが、一つ一つの管を、何年後に更新しようかという計画が、羽生市は現在できておりません。今年度の予算から継続事業で、7年、8年度で管に優先順位をつけまして、計画的にどれぐらい布設替えをして、お金がかかるというものを出していきたいというふうに考えておりますので、そういったものを整理した上で、今後の事業費、どれぐらいのところかというところで検討していきたいというふうに考えております。

以上です。

○中島直樹委員長 丑久保委員。

○丑久保恒行委員 6年度は水道料金が22%アップしたと、設備投資等に対して、数年に一度、水道料金をどんどんアップしていきますよと、そういうことの内容に、市民の負担増が数年に一度ずつ右肩上がりでは上がらないような、そういう創意工夫といえますか、その辺をしっかりとってほしいなと思います。

最終的には、受益者負担という言葉が考えられるわけでありましてけれども、公の負担で抑えていただけるようなところの工夫をお願いできればありがたいと思います。この辺。

○中島直樹委員長 水道課長。

○田口真也水道課長 水道料金の改定については、ずっと値上げというのは既定路線ではもちろんございません。先ほども申し上げました適正料金の金額を引き続き検討していくというところで、審議会の皆様にも審議いただく予定ではございます。

ただ、懸念材料としましては、動力費ですとか、県水の受水費も、先ほど申し上げた

ところなんですけれども、埼玉県もやはり値上げの方向になっております。近隣自治体もこの後値上げしていくような流れも聞いております。そういった中で、もちろん羽生市としても、できるだけ抑えようというところで、今後、先ほどの施設をできるだけ、羽生市の水道事業の規模に沿ったような規模といいますか、あまり大きくならないようにというのと、管もしっかりと計画的に更新して行って、事業費があまり大きくならないよう努力していきたいというふうに考えております。

以上です。

○丑久保恒行委員 よろしく申し上げます。

○中島直樹委員長 ほかに質疑ありますか。

川田委員。

○川田真也委員 今回の丑久保委員とちょっと質問がかぶってしまうかもしれないんですけれども、15ページに古い管を118メートル入れ替えたということが書いてあるんですけれども、このペースでいくと、どれくらいで新しいのに入れ替わるのかというのを一つ、まず最初にお伺いします。市全体で耐震化率に対応していないのを教えてください。

○中島直樹委員長 水道課長。

○田口真也水道課長 こちらの老朽管の布設替えが、対象を石綿セメント管と铸铁管のものを対象に更新しております。現在、その残りが、ほとんど更新ができております。97.5%、石綿セメント管と铸铁管の総延長が約115キロあったうち、6年度までで約112キロ、その石綿セメント管を主にダクタイル铸铁管というものに替えております。

計画上、令和8年度ぐらいまでには、この石綿セメント管などをなくしていこうというところなんですけど、実は、石綿セメント管が埋まっている箇所が、今残っているところが、例えば鉄道の下とか、調整がかなり必要になってくる場所が、どうしても今、最後の最後で残っております。来年度以降も、鉄道会社と調整していこうとはしているんですけど、相手がありきなところもございまして、もう少しなんですけれども、もしかすると8年度を越えるかもしれませんが、計画上は8年度までには何とか進めていきたいというところで、今進めています。

以上です。

○中島直樹委員長 川田委員。

○川田真也委員 またちょっと次なんですけれども、県内、羽生市外で、いろいろテレビ報道とか新聞報道を見ると、相当量の水道料金の値上げが行われる、あるいは行われる予定だという中で、羽生市としては22%の値上げということで小規模に収まったのかなと私は思うんですけれども、先ほども課長のお話もあったように、1月、2月の計算でも、昨年度よりは大幅に楽になるぐらいの水道料金、若干楽にあるような水道料金が徴収できたということです。

本格的な数字というのは今年度から出るかと思うんですけれども、令和7年度に向けて、どれくらい水道料金が増えて徴収されるのかなというのを、一つ教えていただきたいのと、あと第一浄水場の廃止ですとか、あるいは現状ある浄水場を更新したりですとかというのは、先ほど課長の答弁にもありましたけれども、非常にお金がかかって、コストもかかるということなんですけれども、逆にそれを全部なくしちゃって、100%県水を給水した場合のコストと、羽生市で浄水場を持っていたときのコストで、どちらが安いのか、あるいはどちらがどれくらいなのかというのを、分かる範囲で結構なんですけれども、教えていただければと思います。

○中島直樹委員長 水道課長。

○田口真也水道課長 まず、料金の影響につきましては、2月、3月の分、6年度の決算の影響でいきますと、前年度の同月の調定額から、2月が約1,500万円、3月が約2,300万円が上がっております。全体、通年いきますと、想定になりますが、約2億円程度は増収が見込んでいるところでございます。

料金も22%値上げしたところなんですけれども、それでも、先ほど申し上げたとおり、ほかの市の値上げラッシュが今来ております。一番高いところで、ときがわ町さんが4,000円を超えているような状況で、本市の順位が上がった状態で、20立方で使ったときに2,970円なのですが、他市の状況から比べると、多分まだ県内では順位が下のほうになっていくのかなというのは、今のところ想定しているところでございます。

2点目の更新事業に関して、どちらが安いのかというところなんですけれども、それは先ほど申し上げた繰越しの中であった基本計画で、今、練っているところです。ただ、ざっくり申し上げますと、浄水施設、9つの水源を持っています。地下水を吸って水につくる施設を同じように造り替える金額と、今、委員さんがおっしゃった、それを一旦やめて、100%県水を供給するという施設に替えていったときは、更新費用に関しては

およそ倍ぐらい浄水のほうが高くなると想定しています。

ただ、ランニングコストというところで、県水を買わなければならないので、その比較を今現在基本計画でまとめようと進めている状況でございます。よろしくお願ひします。

○川田真也委員 非常に悩ましいですね。分かりました。

○中島直樹委員長 ほかに。

柳沢委員。

○柳沢 暁委員 老朽管の入替えとか、石綿セメント管の入替えとかも進めないとなんですけれども、去年の能登半島地震では結構断水になって、避難所などは飲料水とか生活水が十分確保できなかったというのがあります。それで、やはり災害の拠点となる病院とか避難所とか、そういったところになりそうなところは、優先的に耐震化も進めないといけないんですけれども、そういう点というのは考慮して、今後入替えとかも考えていくのかどうか、その点についてお伺ひいたします。

○中島直樹委員長 水道課長。

○田口真也水道課長 能登半島地震以降、国からも通知というか通達が来まして、耐震化する優先順位をつける計画をつくりなさいというところで、詳細な計画ではないのですが、羽生市でもつくらせていただきました。

おっしゃるとおり、羽生総合病院などにつなぐ管が破損してしまいますと、ダメージが大きいので、そういったところには優先で管を直していくというところで、現在思っております。それをひくくめて、今年度以降、管一つ一つの優先順位はつけていきたいというところでございます。

以上です。

○中島直樹委員長 柳沢委員。

○柳沢 暁委員 優先順位をつけていくというのは、これからあれですか、もうつけてあるのか、それともこれからつけていくという感じなのか、これからなのか、ちょっとその辺を確認です。

○中島直樹委員長 水道課長。

○田口真也水道課長 大きなところではついております。避難所とか、そういった重要施設につなぐ管は優先順位が高いですというのは、今のところ計画としては持っているんですが、それにプラスアルファ、全ての管の優先順位をつけていきたいというところで

ございます。

○柳沢 暁委員 分かりました。

○中島直樹委員長 よろしいですか。

ほかに質疑ありますか。

昆委員。

○昆 佳子委員 水道料金の改定で22%上げたんですけれども、物価高騰とかで基本料金が免除になることも、最近、毎年のようにやっているんですけれども、その基本料金免除をした影響というのはどれくらいあるのか、それともまた全然なく、これからも基本料金の免除を、2か月、4か月やっていくことも可能なのかということをお聞きしたいんですけれども。

○中島直樹委員長 水道課長。

○田口真也水道課長 基本料金免除を4年度と5年度に2か年やっておりまして、16ページを見ていただきますと、料金回収率というのがございます。水道料金だけで営業を回せたかどうかというところの率が、この2か年、下がってしまっています。やはり、基本料金を免除しますと、水道料金だけでは営業活動ができないというのが、実際数字で出てしまっておりますが、その分に関しては、国からの補助金を投入しております。

今後、基本料金免除を実施するかどうかにつきましては、一旦は6年度と7年度はやらないというところで進めております。

○中島直樹委員長 まちづくり部長。

○山木章史まちづくり部長 7年度については、6年度の3月議会で補正予算で対応していますので、実際の実務としては、令和7年4月、5月の基本料免除はやったということころです。

○中島直樹委員長 またその影響は7年度の決算で、数字でも同じように、この隣に出てくるわけですね。

ほかに。

委員長の職務を代わります。

○柳沢 暁副委員長 中島委員。

○中島直樹委員 水道料金を22%、平均で上げたということですが、そういう声が無かったというのは、何でだみたいな声が無かったというお話です。これ、多くの人が実は水道料金が上がったことに気がついていないということはないですか。人という

のは、我々が、市の職員さんも我々議員も思っている以上に、思っている以上にホームページなんか見ませんし、市の広報なんか見ない。2か月に一遍、自宅に水道料金入っていますけれども、あれもそんなに見ないですよ。

水道料金の基本料がという話が今ありましたけれども、水道料金に対して基本料というものがあって、それプラス利用料があるということも知らない人というのはたくさんいるわけですよ。そういった状況の中で、水道料が無料なのに、無料と聞いていたのに、うち、幾らか取られているのおかしくないかみたいな声は幾らか届いたんですけども、その辺、気づいていないんじゃないかと、水道料金が値上げされたことに気づいていないんじゃないかということに対しての見解が一つと。

あと、もう一つ、羽生市の水道企業会計が、企業債、同レベルの自治体と比較したときに、企業債に依存的な傾向があるという説明がありました。具体的に、平均からすると、羽生市はどれぐらい企業債に依存しているのかというのを教えてください。依存傾向にあるのかというのを教えてください。

○柳沢 暁副委員長 水道課長。

○田口真也水道課長 水道料金を見ていないという方もいらっしゃるの実際だと思います。というのは、実は今になって、何で料金が高いんだという、料金を値上げしたときではなくて、何で今高いんだと、それが先ほど言った免除しての跳ね返りで、さらに値上げもしていて、初めて見て高いと感じる方のご意見は、今になって来始めてはおりません。

なので、どうしても広報見ないだろうと言われてしまうと、なかなか厳しいところがございますが、水道課としましても、今後広報にもう少し情報を出していこうというところで、支払い方法なども今後変えて、周知していこうというところも考えておりますので、なかなかホームページ、広報、チラシも投函しているんですが、それ以外でというのは難しいんですが、できる限りは周知していきたいというふうに考えております。

それと、企業債の借入れの依存というところですが、こちらがちょっと6年度ではなくて5年度の決算状況しか全国と比べられないんですが、企業債残高対給水収益比率という割合がございまして、企業債への依存度に関しますと、全国平均が5年度で30.4%ですが、羽生市が45.9%であって、比べるとかなり羽生市が突出してしまっているという、それが例年ちょっと続いてしまっているという状況がございます。

どうしても、先ほど申し上げたとおり、借入れをなくすというわけにはいかないんで

すが、できるだけその額を、適正な額で借りていきたいというところで理解していただければと思っております。

以上です。

○中島直樹委員 了解しました。運営していく上では悩ましいところですし、やっぱり人口密度の濃いところ、上水道も下水道も、例えば埼玉県なんかでも東京に近いほう、東京都なんかもそうですけれども、マンションが1棟、2棟、3棟建ちました、そこに水道管と下水管をどんとつなぐと、何百世帯、あるいは何千世帯というところの上下水道の料金が入ってくるところと、土地柄はやっぱり違うので、厳しくなるというのは仕方ないと思いますけれども、引き続き、これはもう無責任なところで申し訳ないですけれども、もうこれは我々としては行政のほうにしっかりとやっていただくしかないので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○柳沢 暁副委員長 職務を交代します。

○中島直樹委員長 ほかに質疑はありませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中島直樹委員長 質疑はないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

続いて、討論に入ります。

討論のある方は順次発言を願ひます。

柳沢委員。

○柳沢 暁委員 議案第46号 令和6年度羽生市水道会計利益の処分及び決算の認定について、反対の立場から討論いたします。

まず、耐震化の問題です。昨年起きた能登半島地震では断水となり、被災者は避難所生活で飲料水や生活用水を十分確保できない状態で、トイレなどの衛生面で深刻な事態に陥ります。耐震化を早期に進めるべきだと考えます。また、アスベスト管が残っており、早急に対策を取るべきです。

以上の点から反対いたします。

○中島直樹委員長 ほかに討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○中島直樹委員長 これをもって討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第46号 令和6年度羽生市水道事業会計利益の処分及び決算は、これを可決及

び認定することに賛成の委員の挙手を求めます。

[挙手多数]

○中島直樹委員長 挙手多数と認めます。

よって、本案は可決及び認定すべきものと決しました。

暫時休憩いたします。

50分まで休憩したいと思います。

午前10時37分 休 憩

午前10時50分 開 議

○中島直樹委員長 それでは、時間になりましたので、休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、議案第47号 令和6年度羽生市下水道事業会計利益の処分及び決算を議題といたします。

下水道課長に説明を求めます。よろしくお願ひします。

○小林弘典下水道課長 おはようございます。下水道課長の小林です。よろしくお願ひいたします。

同席しております職員を紹介いたします。

管理係長の間下でございます。

○間下千安紀管理係長 間下と申します。よろしくお願ひいたします。

○小林弘典下水道課長 それでは着座にて説明させていただきます。

議案第47号 令和6年度羽生市下水道事業会計利益の処分及び決算について説明いたします。

別冊3、令和6年度羽生市下水道事業会計決算書及び附属書類の1ページをご覧ください。

1ページ、収益的収入及び支出をご覧ください。

収入の第1款下水道事業収益の決算額は11億9,959万8,341円で、予算額に対し収入率102.2%、2,582万9,341円の増となりました。これは、営業収益において、岩瀬土地区画整理事業地内や小松台工業団地での工業排水が増えたことによる増収です。

また、支出、第1款下水道事業費用の決算額は11億2,209万6,385円で、執行率97.5%、不用額2,876万6,615円となっております。

次に、2ページ、資本的収入及び支出をご覧ください。

収入の第1款資本的収入の決算額は1億8,032万1,640円で、予算額に対し67%、8,853万6,360円の減となりました。これは、過年度から繰越した管渠布設工事の物価上昇額などが見込みより少なかったことや、令和6年度の管渠布設工事を岩瀬土地区画整理事業の進捗に合わせて、一部の工事を見送ったことにより、企業債の借入額が予定より少なくて済んだことによる減です。

支出の第1款資本的支出、決算額6億756万8,532円で、執行率96.2%、不用額2,376万3,468円となっております。

また、欄外をご覧ください。

資本的収入額が資本的支出額に不足する額については、消費税や内部留保資金で補填しております。

次に、3ページ、4ページは損益計算書になります。

まず、3ページをご覧ください。

営業収益、マイナス7億4,169万5,293円。

経常利益、6,979万4,985円。

当年度純利益、6,969万4,504円となりました。

次に、5ページ、剰余金計算書になります。

表の中段、令和6年度に、当年度変動額について、他会計からの出資として8,830万2,000円を資本金として繰り入れております。また、先ほど申し上げた当年度純利益を未処分利益剰余金として計上しております。

下表の剰余金処分計算書(案)の未処分利益剰余金1億8,750万7,968円のうち、議会の議決による処分額として、当該年度純利益の6,969万4,504円を減債積立金の積立てとするものです。

次に、6ページから8ページの貸借対照表をご覧ください。

初めに、6ページの資産の部です。

1 固定資産は、土地、建物、構造物などです。

(1) 有形固定資産の合計額は134億6,516万5,877円で、そのまま固定資産合計額となります。

2番、流動資産、(2)未収金について、イ営業未収金4,057万7,129円は、主に下水道使用料の未収金ですが、3月分の使用料が全額未収金に含まれたため、一時的に増加した金額となります。

一番下の資産合計は、固定資産合計に流動資産合計を加えた139億5,544万4,715円となりました。

次に、7ページ、負債の部です。

3固定負債、(1)企業債は、1年を超えて返済期限が到来するもので、38億2,520万6,157円。

そして、4の流動負債、(1)企業債は、1年以内に返済が到来するもので、4億5,076万2,119円を計上しております。

4の流動負債、(2)未払金のイの営業未払金7,978万2,906円は、主に3月請求分の委託料、修繕料、電気料等で、4月中に支払いは完了しております。

ハのその他未払金4万5,449円は、3月分の職員の給金等で、4月中に支払いが完了しております。

負債合計は91億5,389万9,390円となります。

次に、8ページ、資本の部です。

6の資本金は、イの固有資本金に繰り入れた資本金口を加えた合計41億9,867万5,498円となりました。

次に、7番、剰余金は、(1)資本剰余金合計4億1,536万1,859円に、(2)利益剰余金合計1億8,750万7,968円を合わせた合計6億286万9,827円となりました。

資本金と剰余金を合わせた資本合計は48億154万5,325円となりました。

負債資本の合計は139億5,544万4,715円で、6ページ一番下の資産合計と同額となります。

次に、9ページ及び10ページは、注記として重要な会計方針を記載しております。

次に、11ページをご覧ください。

ここからは、2決算附属書類となっております。

11ページから18ページまでが、令和6年度羽生市下水道事業報告書です。

それでは、11ページ、1概況の(1)総括事項の利用状況ですが、令和6年度末における水洗化率は91.06%でした。この数字は、公共下水道を利用できる区域内人

口1万9,699人のうち、公共下水道を利用している人口1万7,937人の割合となっております。

次に、施設整備事業ですが、岩瀬土地区画整理事業地内等において、908.4メートルの管渠布設工事等を行いました。

(2) 経営指標に関する事項ですが、経常収支比率と、経費回収率及び有形固定資産減価償却率を掲載しております。

まず、経常収支比率ですが、使用料収入、一般会計からの繰入金等の収益で、維持管理費や支払利息等の費用をどの程度賄えているかを表す指標となっております。算出式は経常利益を経常費用で割ったものの百分率で、令和6年度では106.37%となり、100%を超える成績となっております、健全化が図られているものとなっております。

次に、経費回収率ですが、使用料で回収すべき汚水処理に係る費用をどの程度使用料で賄えているかを表した指標です。算出式は、下水道使用料を汚水処理費の公費負担分を除いたもので割ったものの百分率です。令和6年度は、有収水量の増加により、令和5年度83.8%に対し、85.04%と改善したため、依然100%を下回り、汚水処理費に対し使用料収入が低いことが示されており、一般会計からの繰入金に依存している状況が続いております。今後、さらなる経営改善に向けた取組が必要となります。

最後に、有形固定資産減価償却率ですが、有形固定資産のうち、減価償却対象資産の減価償却がどの程度進んでいるかを表す指標で、資産の老朽化度合いを示しているものです。算出式は、有形固定資産減価償却累計額を有形固定資産のうち償却対象資産の帳簿原価で割ったものの百分率で、指標が高いほど、資産の老朽化度合いが高くなります。当該指標については明確な数値基準はありませんが、令和6年度は19.84%で、令和5年度より増えております。

次に、13ページをご覧ください。

2 主要建設工事の概況は、令和6年度に施工した主要な工事について、それぞれ工事名、工事概況、事業費、その他内容を着工年月日順に記載したものになります。1番目が、令和4年度からの繰越工事、2番目が、令和5年度からの繰越工事になります。

次に、14ページをご覧ください。

3 業務の(1) 業務量ですが、年度末水洗化人口は1万7,937人で、前年度と比較して103人の減でした。年度末水洗化戸数は9,103戸で、前年度と比較して112戸の増となりました。

年間処理水量は282万7,872立方メートルで、前年度と比較して14万9,418立方メートルの増となっております。年間有収水量は228万6,963立方メートルで、5万2,488立方メートルの増となっております。これにより計算すると、有収率は80.9%となり、前年度と比較してマイナス2.5ポイント減となっております。このポイント減の要因は、降雨量の増により、雨水の雨水管渠への流入量が増加したことによるものと考えております。

次に、表の欄外になりますが、1立方メートル当たりの使用料単価は127.56円、汚水処理原価は、公費負担分を除き1立方メートル当たり150円となります。

次に、15ページをご覧ください。

(2)の事業収入に関する事項ですが、合計は11億6,627万5,231円で、前年度比5,825万3,852円の増となりました。

次に、16ページをご覧ください。

(3)の事業費用に関する事項ですが、合計は10億9,658万727円で、前年度比7,602万5,556円の増となりました。

次に、4番、会計の(1)企業債及び一時借入金の概況、イ企業債ですが、令和6年度開始残高が46億9,853万6,518円で、本年度借入額が4,890万円、本年度償還高が4億7,146万8,242円で、本年度残高が42億7,596万8,276円となりました。

次に、17ページの上段をご覧ください。5付帯事項です。

こちらは、月別の水洗化人口等を記載しております。

次に、17ページ中段から18ページをご覧ください。

6その他は、消費税の申告に必要な特定収入の使途について記載しております。

次に、19ページ及び20ページをご覧ください。

キャッシュ・フロー計算書になります。

事業年度の現金の流れを表すもので、会計年度の始めと終わりのキャッシュ、現金預金の残高とその増減の要因を表したもので、20ページの下の方資金期首残高8億9,201万4,197円に対し、資金期末残高4億4,611万446円となりました。

次に、21ページから27ページですが、1ページで説明しました収益的収入及び支出と、2ページで説明しました資本的収入及び支出について税抜きで記載した明細書と

なります。

主なものとして、21ページ、営業収益、下水道使用料が約2,400万円増となっております。

次に、22ページ、営業費用、管渠費、修繕費において、汚水管渠等補修修繕を実施し、管路施設のひび割れ、侵入水の止水、マンホール等の修繕を行いました。

次に、同じく委託料、汚水管渠等調査を実施し、管渠内を自走式カメラで調査や、マンホールの目視調査を行いました。

次に、営業費用、ポンプ場費、修繕費において、No.1排水ポンプ修繕、受変電設備及び自家発電設備の経年劣化による異常の見られた箇所の修繕を行いました。

次に、営業費用、処理場費、修繕費において、重力濃縮槽汚泥掻き寄せ機の不良が発生した減圧機の修繕と、自家発電機のパッキンなどの劣化によるオイル漏れの修繕を行いました。

次に、営業費用、処理場費、委託料において、ストックマネジメント実施計画の改定業務において、昨年度から進めていた計画が完成しました。

次に、27ページ、建設改良費、管渠費、管渠等布設工事請負費では、13ページにも記載してありましたが、繰越ししていた工事と本年度分の岩瀬土地区画整理事業地内の工事が完成しました。

次に、28ページをご覧ください。

こちらは固定資産明細書、6ページからの貸借対照表に計上した固定資産の明細となります。

次に、29ページから35ページまでは、企業債明細書となります。

35ページの一番下の欄をご覧ください。

企業債の合計金額となります。未償還残高42億7,596万8,276円で、前年度より4億2,256万8,242円減少しております。

以上で、令和6年度羽生市下水道事業会計利益の処分及び決算の説明を終わります。ご審査よろしく申し上げます。

○中島直樹委員長 ただいまの課長説明に対し、質疑を求めます。

質疑のある方はどうぞ。

松本委員。

○松本敏夫委員 負の事業ということで、それは分かるんですけども、1ページ、当初

予算が11億七千何から出ておる、細かいのはあれですけども、要らないですけども、出ていて、そのうち決算を見てみたら、お金が幾らか増えていると、約2,500万円。これは、それで結構なんだけれども、トータルで計算をしたらば、約7億4,000万円の赤字になっておると、これ現状ですよ。これは、非常に予算を組んだやつの何割ですか、これが赤字になるということになりますと、これからの下水道事業の見通しというのは非常に難しいと思うんですよ。

だから、これを本当に一挙にメスを入れるとすれば、羽生の町内に下水道をつくるよりないんだよ、これ。だから、工業団地の田んぼの中をみんな引いていますけれども、これだけの負債を、赤字を出すんじゃ、ちょっとこの辺も戦略的に考えなくちゃなんない時期へ来ているかもしれないですよ。

いつまでこの状況を進めていくのか、その辺の見解をお聞かせいただければと思います。

○中島直樹委員長 下水道課長。

○小林弘典下水道課長 下水道事業は、羽生市に限らず、どこの市町村も赤字じゃないんですが、市からの繰入金に頼っているところがありまして、一応国のほうからも使用料単価の150円を超えるものに対しては、市の繰入金を認めますということは全国的に国のほうから通知が来ていまして、羽生市もそれに倣って150円以上は市からの繰入金という形で頂いておるんですが、先ほど言ったとおり、どう見ても赤字ということなので、なかなかここで、じゃ、どうしますということは言えないんですが、赤字をなくしていく努力としては、先ほども言った接続ができるエリアの方がまだ90%しか接続されていないというのがありますので、そういう方に積極的に接続をしていただいて、収入を増やすとか、あとは先ほどもあった、大きな工場とかを誘致して使用料を増やしていくというのがありますし、あとはできる限り当然支出も減らしていかなきゃならないかと思っておりますし。

○中島直樹委員長 松本委員。

○松本敏夫委員 もう一つ、一般的なお話ですけども、これだけの事業ですよ。今、岩瀬区画整理でもあれだけの工場が建設されていますよね。あれ、みんな下水道でしょうから、あそこの下水道に接続した場合には、かなりの収益の改善策にはなるんじゃないかと私は思うんですけども、その点についてはどうですか。

○中島直樹委員長 下水道課長。

○小林弘典下水道課長 岩瀬の区画整理事業地内で、丸和油脂さんが6年度途中から接続していただいた関係で、ちょっとその一部が収益が上がっているということが出ております。引き続き小松台1丁目のほうも、今、下水道に接続していただいています、まだ1丁目のほうが3企業ばかりはつないでいただけていないんですが、こちらのほうも毎年積極的にちょっと訪問いたしまして、接続をお願いしております。小松台2丁目のほうは、アンケートを取った結果、ほとんどの企業さんがまだ接続意思がないということで、まだ接続されていないんですが、今後、例えば浄化槽の交換時期とかになりますと、多分企業さんのほうも、もし下水につなげられるのであれば積極的につないでいただけるのかなとは思っております。

それと、今、上岩瀬のほうで創味食品さんのほうが工事中なんです、こちらが接続いただければ、予定ですと1日1、500立米の流入が見込めますので、これによってまた収入のほうも増えてくるかなと思っております。

○中島直樹委員長 松本委員。

○松本敏夫委員 じゃ、私のほうは最後でいいですから、受益者負担金がありますよね。

あれは、今も金額は前年度と比較して変わらない数字なんですか。例えばあれは、敷地面積に比例すると思うんですよね。だから、その辺はどうなんですか。

○中島直樹委員長 下水道課長。

○小林弘典下水道課長 受益者負担金に関しては、1立米当たり530円というような、面積に対して530円というのは変わっていないんですが、件数的には、昨年度に比べますと、今年度は新規が22件になっております。令和5年度が39件に対しまして、今年度が、すみません、23件になっておりますので、若干減っております。

○松本敏夫委員 前年度が三十何件。

○小林弘典下水道課長 39件に対して、6年度は23件です。

○松本敏夫委員 この要因は。

○小林弘典下水道課長 これは、やはり岩瀬の区画整理事業地内の、一時期家がやっぱり建っていたんですが、それが一段落したというか、そういうところがございます。

○松本敏夫委員 そうか、終わったということか。

はい、結構です。

○中島直樹委員長 すみません、具体的に小松台1丁目というのはどの辺で、2丁目というのはどの辺か、ちょっと教えてもらえますか。

○小林弘典下水道課長 122号の西側が1丁目になりまして、東側が2丁目になります。

○中島直樹委員長 ありがとうございます。

ほかに質疑は。

川田委員。

○川田真也委員 1点ちょっと気になったので、教えてほしいんですが、13ページの工事の概要というか、工事費のところなんですけれども、一番上の工事（その4）と、下から2番目の工事（その8）で、ほぼほぼ同じ工事だと思うんですよ。管の系統、長さが、距離が。その4とその8で倍以上、事業費が違うんですけれども、これは普通考えると、人件費ですとか物価高で、令和6年度着工にしたほうが高くなるはずなのが、令和4年に着工して、先に工事をしていたほうが単価が倍以上になって、事業費が倍以上になっているというのは、これ、何が違うんでしょうか。

もしも、ほかが違うのであれば、ほかの部分がその8の事業費より高いので、教えていただければと思うんですけれども。

○中島直樹委員長 下水道課長。

○小林弘典下水道課長 この一番上と3番目の違いなんですけど、深さが関係しております、一番目のほうは2メートル50とかを超えますと、矢板という丈夫な高い仮設が必要になってくるので、この仮設費が結構高くなっています。3番目のこちらのその8のほうは浅いために、簡単な仮設で済みますので、その辺、仮設費の関係でちょっと高くなっております。深くなると当然、土の掘削とか、埋め戻しとかも多くなってきますし、あと簡易矢板とか、丈夫な矢板を使ったりする総量とかもかなり違ってきますので、同じ距離なんですけど、金額のほうが変わっております。

○中島直樹委員長 川田委員。

○川田真也委員 でも、倍以上違うんで、あれなんですけれども、その深さが関係することで、工期も長かったという理解でいいわけですか、その4のほうは。

○中島直樹委員長 下水道課長。

○小林弘典下水道課長 その4のほうは、岩瀬の区画整理事業の移転補償が進まなかった関係で、ちょっと繰越しになってしまいました。

以上になります。

○中島直樹委員長 川田委員。

○川田真也委員 分かりました。でも、高いなと思うんですけれども。

2. 5メートルと、通常だと1メートルぐらいになるんですかね。通常工事ですと、深さは。

○中島直樹委員長 下水道課長。

○小林弘典下水道課長 下水道ですと、一応最低土被りが1.2メートルになっております。深いのですと、切りがないんですが、10メートル以上とかもあるんですが、一応2メートル50を超えますと、推進工事というほうが安くなってきまして、推進工事ですと、マンホールとマンホールを造りまして、その間は推進といいまして、掘削するのではなくて、推進でやっていく工事になりますので、そういうやり方もあります。

ただ、今回の場合は、2.5メートルまでですと開削工事になりますので、やはり倍違いますと、掘削費とか埋め戻し費、材料費、矢板費、仮設費とかもちよっと高くなってくるんだと思います。

○中島直樹委員長 川田委員。

○川田真也委員 工事費だということなので、逆に、これ今の課長の話ですと、2.5メートルなので、掘削でやってもらったほうが安かったんですかね。

○中島直樹委員長 下水道課長。

○小林弘典下水道課長 ここは、最初に2.5メートルと言ってしまったんですが、2.5メートルはなかったなので、開削のほうが安いということで、開削でやっております。

すみません、先ほど2.5メートルというのは例えなんですけれども。

○川田真也委員 分かりました。

○中島直樹委員長 ほかに。

丑久保委員。

○丑久保恒行委員 直接決算とは関係ないと思うんですが、この1月に八潮市の道路陥没、下水道管の老朽化ということが大きな要因の一つ、一方で、あれは先月、先々月でしたですかね、行田市の下水のマンホールの検査中の4人の死亡事故、大きな事故の案件が2つあったわけですね。

それによる、羽生市も下水道の老朽管がたくさんあるかと思うんですが、安全対策というんですか、併せて行田のマンホールの検査の事業所は、羽生市も同じ業者が関わっておったと、そういうことを伺っておるわけですが、引き続いてその業者、人員体制とか、あるいは人員の不足があるのかないのか、併せて引き続いてその事業所と羽生市

が関わりを持っていくのかどうかと、この辺、市民が大きな関心をお持ちになっていますので、下水道の管の安全対策というんですか、併せて業者との関わり、この2点について確認できればと思いますが。

○中島直樹委員長 下水道課長。

○小林弘典下水道課長 先ほどおっしゃった、今回事故を起こした業者なんですが、現在、羽生市のほうでも調査業務をちょっと発注しておりまして、うちのほうの作業も少し始めたところだったんですが、行田市のほうで事故を起こしまして、うちのほうとしても安全対策としては、事故を別といたしまして、万全を期してやっておりました。

今後についても、今請け負っている事業者に関しては引き続きやっていただくということで、念書のほうもいただいております、安全対策については万全を期してやらせていただきますということで、念書をいただきまして、引き続きちょっとお願いしております。

うちのほうも、職員のほうで作業前、できる限り現場の確認をするようにしております。今回ですが、カメラ調査が主なものなので、マンホールとか、管渠内に入る調査は今回、今年度の調査ではやっておりません。

以上を答弁とさせていただきます。

○中島直樹委員長 丑久保委員。

○丑久保恒行委員 カメラによる検査と、目視による検査と、下水道管の大小によって、目視あるいはカメラ、羽生市の下水道管というのはそんなに大きいものはないんですか。

○中島直樹委員長 下水道課長。

○小林弘典下水道課長 羽生市ですと、一番大きなもので1.5メートル、水質浄化センターに入ってくる付近が一番大きくて1.5メートルになっております。

テレビカメラ調査というのが、口径が80センチより小さいものは自走式のテレビカメラでやって、それ以上のものは目視調査でしなさいということで、人が入って目視で調査するということにはなっております。

以上になります。

○中島直樹委員長 丑久保委員。

○丑久保恒行委員 その結果、下水道管の腐食とか、あるいは亀裂だとか、そういう部分というのは相当長い距離があるわけですが、特に心配する箇所はなかったということですか。

○中島直樹委員長 下水道課長。

○小林弘典下水道課長 八潮を受けまして、うちのほうで本管と呼ばれる11.2キロメートルのうち、9.9キロメートル、管径の大きな管なんですが、そちらの管の、まず道路のひび割れがないかとか、マンホールを開けて堆積物はないかという調査をちょっとさせていただいたときには、主だった原因はなかったんです。その後、心配になりまして、1.5メートルの管径のところを、今年3月に調査したところ、原因となる、例えば八潮みたいな陥没の原因となるような亀裂とかは確認されておりません。

以上になります。

○丑久保恒行委員 安心と安全が担保できていると、そういう受け止め方でよろしいということですね。

○中島直樹委員長 水質浄化センターに行くと、管がそのまま置いてありますので、ぜひとも。

ほかに質疑は。

柳沢委員。

○柳沢 暁委員 接続の加入促進ということで、重点でも上げられていたんですけども、なかなかこれが進まないということで、先ほどもちょっと触れましたけれども、91%の方しかまだ接続がされていないということなんですけれども、何か今回の取組としては、どういった取組を進めてきたのかというのを伺います。

○中島直樹委員長 下水道課長。

○小林弘典下水道課長 まず、取組といたしましては、接続していない家のくみ取りという、要は浄化槽じゃない件数の、まずそこからちょっと進めていこうと思いついて、昨年もそうなんです、48件の家にダイレクトメールを昨年度送っております。以前に通知を送っていた方や働きかけをしていた方全部で23件の方がつないでいただきました。

引き続き今年度も同じぐらいダイレクトメールを送っていきたいと思っております。

以上になります。

○中島直樹委員長 柳沢委員。

○柳沢 暁委員 なかなかそれでも進まないというのは、どうして進まないと捉えているのか、伺います。

○中島直樹委員長 下水道課長。

○小林弘典下水道課長 なかなか全員に送る、全員に送ればいいんですが、まず集中的にくみ取りを全部に送るのではなくて、やはり地区でちょっと集中的にやっていったほうが効率がいいんじゃないかということで、そのような感じでちょっとずつですが進めていっております。

あと、全体的に普及率が広がらない原因といたしまして、やはり浄化槽がまだ普通に使えている、昔アンケートとか取ったんですが、まだ浄化槽が使えるので、それが壊れるまでは使いたいという意見と、あとはお年寄りの独り暮らしの方は、もう私の代で終わりなので、そこまでちょっとお金はかけたくないという方もおまして、そういう方には、年金暮らしなのでということをおっしゃると、それ以上はこちらも言えないかなという、そういうのがありますので、なかなか進まないということの現状があります。

以上になります。

○中島直樹委員長 柳沢委員。

○柳沢 暁委員 重点項目としても上げられていたストックマネジメントの実施計画の改定ということで、何か大きく変わった点とか、どういった改定になったのかということをお伺いいたします。

○中島直樹委員長 下水道課長。

○小林弘典下水道課長 今回の6年度で完成したストックマネジメント計画なんですが、令和7年度から11年度まで5年間の水質浄化センター及び中継ポンプ場の改築工事の、今後ともどういっものを更新していったらいいかという計画になっております。

昨年度、6年度までが第1期で終わってしまったんですが、一応第2期に関しては、重力濃縮槽、こちらもう十何年たっております、経年劣化が激しいので、そちらの改築工事も行なったり、あと下水道課のほうで、いわゆる池というのが今5池あるんですが、徐々に古い順から改築工事はしているんですが、5池のうち、まだ2池がちょっと古いままですので、その古い池の1つを改築していこうということで、今回のストックマネジメント計画に入れて、本年度からもう工事は始まっているんですが、工事のほうを進めていきたいと思っております。

○中島直樹委員長 ほかに質疑は。

川田委員。

○川田真也委員 すみません、何回も申し訳ないんですけども、2点ほどなんですが、まず1点目が、先ほど松本委員とか、柳沢委員からもあったんですけども、加入促進

ということを図っているということなのですが、在の地区、私、井泉ですけれども、井泉の藤井上組地区ももう今後下水道は接続しませんと決まったんですね。あとは、羽生市の西地区辺りも接続しませんと決まったと思うんですよ。しませんと決まっているので、結局のところは、今接続している地域だけしか今後下水道は接続しないんだろうなと、私なんかは思っていたんですね。

多分、そうだと思うんですけれども、それであって、毎年毎年ちょっと、なかなか運営がうまくいかないということで、機材を替えたりだとか、運営を変えたりだとかという努力は分かるんですけれども、逆に、先ほど私、ちょっと水道のほうでも言ったんですけれども、この下水道を県の下水道に接続するというのは、やっぱり厳しいんですか。多分、久喜辺りまで来ていると思うんですけれども。

ですから、例えば羽生市と加須市で協力して、久喜市まで接続しませんかとか、そういうのも、本当に思い切った改革をするのであれば、それくらいしないと、もう毎年毎年赤が積もっていつちゃうと思うんですけれども、そういった可能性、考えをお伺いしたいんですけれども。

○中島直樹委員長 下水道課長。

○小林弘典下水道課長 先ほど川田委員がおっしゃったのはそのとおりなのですが、県の施設に接続、一番近いのですと、おっしゃったとおり久喜市にあるんですが、あと久喜市と桶川市のほうにあるんですが、久喜市に接続する場合、加須市さんを通っていくということで、できれば加須市さんと協力していければと思うんですが、加須市さんも、結局加須市さんの中で、例えば大利根とか、大利根が集落排水等がありまして、そちらのほうの関係もあって、加須市さんもうちとなかなかそういう話は進まないみたいなんです。うちも一度県のほうに、うちのほうから接続できますかということ聞いたことはあるんですが、容量的にはできますけれども、管を持っていくのは羽生市さんのほうでやってくださいと。

あと、今まで使っている市町村が、今まで分担金を分けていたのが、羽生市が入ることによって、その分の分担金をちょっと負担してもらうこともあるかもしれないということでは言われています。

あと、工事費もそうなんです。今後施設の維持管理費、ちょっとその辺、試算していないので、何ともここでは申し上げられないんですが、ただ、その管を結局県の施設まで持っていったとしても、その管の維持管理はまたずっと行わなくちゃならない、そ

ういう維持管理費も出てくるので、ちょっと試算してみないと何とも言えないんですが、一応市としても、将来的にはあの施設をなくして、県のほうにつなげたいという思惑はちょっとあります。

以上になります。

○川田真也委員 分かりました。

○中島直樹委員長 いっそのこと、下水道をやめて、全て浄化槽にするという手もありますよね。

ほかに。よろしいですか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○中島直樹委員長 質疑も尽きましたので、これをもって質疑を終結いたします。

続いて、討論に入ります。

討論のある方は順次発言を願います。

〔発言する者なし〕

○中島直樹委員長 討論はないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第47号 令和6年度羽生市下水道事業会計利益の処分及び決算は、これを可決及び認定することに賛成の委員の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○中島直樹委員長 挙手多数と認めます。

よって、本案は可決及び認定すべきものと決しました。

暫時休憩いたします。

午前11時40分 休憩

午前11時44分 開議

○中島直樹委員長 再開します。

次に、議案第42号 令和6年度羽生市国民健康保険特別会計歳入歳出決算を議題といたします。

国保年金課長に説明を求めます。お願いします。

国保年金課長。

○秋本 悟国保年金課長 国保年金課長の秋本です。どうぞよろしくお願いいたします。

同席している職員を紹介いたします。

国保係長の松本です。

○松本俊一国保係長 松本です。よろしくお願いいたします。

○秋本 悟国保年金課長 収納課も同席しております。

○五月女和則収納課長 収納課長の五月女です。よろしくお願いいたします。

同席している職員を紹介いたします。

収納係長の小島です。

○小島史愉収納係長 小島です。よろしくお願いいたします。

○秋本 悟国保年金課長 それでは着座にて説明させていただきます。

議案第42号 令和6年度羽生市国民健康保険特別会計歳入歳出決算についてご説明申し上げます。

160ページ、羽生市国民健康保険特別会計歳入歳出決算をご覧ください。

国民健康保険特別会計全体の歳入合計は、予算現額57億4,078万4,000円に対し、収入済額58億2,607万5,210円で、調定額に対する収入割合は97.1%でした。なお、不納欠損額は1,511万6,027円、収入未済額は1億5,915万9,143円でした。

161ページをご覧ください。

歳出合計は、支出済額53億1,896万9,172円で、執行率は92.7%でした。なお、歳入歳出差引残額は5億710万6,038円で、うち5,000万円を国民健康保険基金へ繰り入れました。

162ページをご覧ください。

それでは、こちらの歳入歳出決算事項別明細書に基づき、歳入の主なものをご説明申し上げます。なお、収入済額欄と備考欄を中心として説明をさせていただきます。

第1款国民健康保険税については、調定額11億4,884万4,366円に対し収入済額は9億8,058万6,410円で、全体の収納率は85.4%でした。

なお、不納欠損額等の内容については収納課長から説明をいたします。

○五月女和則収納課長 それでは、国民健康保険税の収納に関連した事項についてご説明いたします。

歳入歳出決算事項別明細書の162ページ、第1款国民健康保険税の項、右から3番目の不納欠損額の欄をご覧ください。

国民健康保険税の不納欠損額は合計1,511万6,027円となり、前年度と比べ424万9,619円の増になります。不納欠損処分は、地方税法に基づき、徴収権が5年経過したことによる消滅時効、滞納処分の執行停止期間が3年間継続したことによる納税義務の消滅、無財産のために滞納処分を停止した場合で、滞納額を徴収することができないことが明らかである場合に、直ちに納税義務を消滅させる即時消滅がございます。

その内訳としまして、消滅時効により不納欠損処理したものが144件、571万7,700円。執行停止期間が3年間継続したことをもって不納欠損処理したもののうち、無財産を理由とするものが19件、137万4,046円。生活困窮を理由とするものが24件、120万36円。滞納者の所在財産不明を理由とするものが4件、7万7,400円となります。また、即時消滅となったものが113件、674万6,845円になります。

続きまして、不納欠損額の欄の右側、収入未済額をご覧ください。

収入未済額は1億5,314万1,929円で、前年度と比較すると37万6,763円の増となります。

以上で、説明を終わります。よろしく申し上げます。

○秋本 悟国保年金課長 続いて、再度国保年金課から説明させていただきます。

第2款国庫支出金、第1項国庫補助金、第1目災害臨時特例補助金24万2,000円は、東日本大震災に伴い、特定被災区域から転入した被保険者の国保税及び一部負担金の減免に対する国庫補助金です。

163ページをご覧ください。

備考欄、社会保障・税番号制度システム整備費補助金407万円は、マイナ保険証への移行に関するシステム改修に対する国庫補助金です。

続きまして、第3款県支出金、第1項県補助金、第1目保険給付費等交付金、収入済額は、総額38億4,853万3,341円です。

内訳といたしまして、備考欄、普通交付金37億5,857万1,341円は、保険給付費等の支払いに対する交付金です。特別交付金8,996万2,000円は、市町村の財政状況その他の特殊要因や事業に応じた調整を行う目的で県から交付を受けたも

のです。

第4款財産収入、第1項財産運用収入、第1目利子及び配当金6万9,980円は、国民健康保険基金の運用利子です。

第6款繰入金、第1項他会計繰入金、第1目一般会計繰入金3億4,904万787円は、国保財政上の制度による法定繰入金で、一般会計の第3款民生費、第1項社会福祉費、第4目国民健康保険事業費、第27節繰出金から支出されたものです。

第1節保険基盤安定繰入金（保険税軽減分）1億3,993万8,950円は、低所得者に対する国保税の軽減相当額を一般会計から繰り入れたものです。

第2節保険基盤安定繰入金（保険者支援分）9,127万7,426円は、保険税軽減となる低所得者数に応じ、平均保険税の一定割合を繰り入れたものです。

第3節未就学児均等割保険税繰入金210万5,156円は、未就学児に係る保険税の軽減分を繰り入れたものです。

第4節職員給与費等繰入金8,739万2,000円は、国保職員の人件費及び事務費に対する一般会計からの繰入金です。

第5節産前産後保険税繰入金75万1,806円は、産前産後期間における保険税の軽減措置を行なった免除相当額を一般会計から繰り入れたものです。

164ページをご覧ください。

第6節出産育児一時金等繰入金665万7,261円は、出産育児一時金に対する繰入れになります。

第7節財政安定化支援事業繰入金2,091万8,188円は、国保財政の健全化及び保険税負担の平準化のための繰入れで、基準額が県より示されます。

第2項基金繰入金、第1目国民健康保険基金繰入金1億8,000万円は、羽生市国民健康保険基金を取り崩して繰り入れたものです。

第7款繰越金、前年度繰越金は4億5,146万8,091円でした。

第8款諸収入、第1項延滞金、加算金及び過料、第1目延滞金、一般被保険者延滞金747万6,166円は、国保税の納付が遅れたことによる延滞金です。

第4項雑入、第1目一般被保険者第三者納付金273万7,147円は、交通事故など第三者行為を原因とするけがの治療費等に対し、加害者から損害賠償として支払われたものです。前年度と比較して大きく減っておりますが、前年度は800万円を超える案件が1つあり、そのため大きく減ったものです。

165ページをご覧ください。

第3目一般被保険者返納金133万1,288円は、資格喪失に伴う無資格受診や、負担割合の変更等による返納金です。前年度と比較して250万円ほど減っておりますが、前年度は高額な治療を受けていた案件が重なったため、大きく減ったものです。

第5目雑入52万円は、資格喪失に伴う出産育児一時金の返還金と人間ドックの重複受診による返還金です。

以上、歳入の主な内容でした。

続きまして、歳出決算について説明申し上げます。

166ページをご覧ください。

第1款総務費、第1項総務管理費、第1目一般管理費よりご説明申し上げます。

まず、備考欄の一般管理事業1,926万7,306円は、国民健康保険に関する事務の諸経費です。

主なものとしたしましては、第12節委託料のうち電算処理等委託料621万3,209円は、国民健康保険事務に関する共同電算処理等に係る委託料です。

同じく委託料のうち、制度改正に伴うシステム改修委託料407万円は、マイナ保険証への移行に際する資格確認書交付や様式の変更等に伴うシステム改修に関わる委託料です。

167ページをご覧ください。

第2目国民健康保険団体連合会負担金、国民健康保険団体連合会事業64万9,950円は、埼玉県国民健康保険団体連合会へ納めた会員負担金です。

第2項徴税费、第1目賦課徴収費の賦課事業456万6,031円は、国保税の算定、納税通知書の作成、発送を行う事務経費です。

続いて、徴収事業421万856円は、国保税の徴収に係る経費で、督促状や催告書の発送や、収納消し込みの委託料等です。

168ページをご覧ください。

趣旨普及事業の印刷製本費31万6,470円は、国民健康保険啓発用及び国保被保険者証兼高齢者受給者証用パンフレット等の作成に係る費用です。

第3項第1目運営協議会費、運営協議会事業22万4,282円は、羽生市国民健康保険運営協議会の運営経費です。

次に、第2款保険給付費、第1項療養諸費、第1目一般被保険者療養給付費保険者負

担金32億783万4,634円は、一般被保険者分の医療費です。

第3目一般被保険者療養費保険者負担金2,081万2,370円は、柔道整復及びコルセット等に対する給付費です。

169ページをご覧ください。

第5目審査支払手数料、診療報酬審査支払手数料767万2,702円は、国保連合会へ委託しているレセプト審査手数料です。

第2項高額療養費、第1目一般被保険者高額療養費保険者負担金4億9,369万3,706円は、被保険者が同じ月に限度額を超えて一部負担金を支払った場合に、その超えた額を保険者が負担するものです。

第4項出産育児諸費、第1目出産育児一時金998万5,891円は、被保険者の出産20件に対する一時金です。

170ページをご覧ください。

第5項葬祭諸費、第1目葬祭費370万円は、1件5万円の葬祭費の74件分の支出です。

続きまして、第3款国民健康保険事業費納付金です。中段の中央、支出済額をご覧ください。全体では13億8,322万4,514円です。埼玉県の手続き額を納付金として支出したものです。内訳につきましては、第1項医療給付費分として9億2,262万5,766円、後期高齢者支援金等分として3億5,347万4,431円、第3項介護納付金分として1億712万4,317円となっております。

171ページをご覧ください。

続きまして、第5款保健事業費、第1項保健事業費、第1目保健衛生普及費、備考欄、保健衛生普及事業1,508万3,735円につきまして、主なものといたしましては、第11節役務費、郵便料234万8,653円は、年6回の医療費通知及び年4回のジェネリック医薬品の差額通知の費用です。

第12節委託料76万8,000円は、羽生市健康運動普及推進協議会へ健康運動事業を委託したものです。

第18節負担金補助及び交付金のうち、糖尿病性腎症重症化予防対策事業負担金145万2,694円は、本事業の事業主体である国保連合会に支払った負担金です。

次に、交付金、人間ドック等助成金1,035万8,700円は、人間ドック及び脳ドックの受診に対し1人当たり上限2万円を助成したもので、合計518人の利用があ

りました。

第2項特定健康診査等事業費、第1目特定健康診査等事業費3,221万6,354円は、特定健康診査及び特定保健指導等に要した経費です。

172ページをご覧ください。

主なものといたしましては、第10節需用費のうち印刷製本費104万105円は、特定健康診査受診に関する記念品等の消耗品費及び特定健康診査パンフレット等の印刷製本費です。

第11節役務費、郵便料165万6,213円は、特定健康診査の受診券及び受診勧奨通知等発送のための郵便料です。

第12節委託料のうち、特定健康診査等委託料2,864万7,073円は、特定健康診査及び特定保健指導に係る業務委託料です。

第8款諸支出金、第1項償還金及び還付加算金のうち、第1目一般被保険者保険税還付金433万3,200円は、保険税の過誤納還付金です。

173ページをご覧ください。

第5目償還金4,685万111円は、過年度の普通交付金等の精算に伴う償還金です。

以上で、説明を終わります。どうぞよろしく願いいたします。

○中島直樹委員長 それでは、暫時休憩いたします。

午後の会議は1時から始めますので、よろしく願いします。

午後 零時05分 休 憩

午後 1時00分 開 議

○中島直樹委員長 それでは、再開します。

先ほどの国保年金課長の説明について、質疑のある方は順次発言をお願いします。

柳沢委員。

○柳沢 暁委員 166ページの真ん中辺りに、制度改正に伴うシステム改修委託料407万円ということで、先ほどちょっと説明でもあったんですけども、紙の被保険証を廃止してとかという話があったんですけども、何か予算が240万円ぐらいに対

して、407万円もかかっていると思うんですが、これだけ差が出てしまったというか、多くかかった理由というのはどういったものがあるのか、お伺いします。

○中島直樹委員長 国保年金課長。

○秋本 悟国保年金課長 柳沢委員のご質問の制度改正に伴うシステム改修委託料ですが、内訳をまずご説明いたします。

もちろんマイナ保険証への移行に際する資格確認書交付や様式の変更等システムの改修ではございますが、内容としましては、限度額認定書の様式の変更の対応、また加入者情報等の送付の対応と、被保険者証の廃止に伴う資格確認書交付の対応、また最後に、負担割合等の表示内容のチェックする仕組みの導入というところでございます。

こちらは、歳入でもご説明させていただいたとおり、補助金によって賄われているものではありませんが、実際にこちらは年を明けてから、令和5年度の年度末に国から通知があり作業をさせていただきました。こちらが、やはり想定していたよりシステムの改修が少しかかってしまったというところがあるかと思えます。主に、被保険者証の廃止に伴う資格確認書の交付の対応というところが、239万8,000円かかっています。

また、話はちょっと飛んでしまいますけれども、資格確認書は、後期高齢者医療等でも発行が必要になります。こちらの様式等に伴うところがやはりいろいろと制度の変更が急ピッチになったところで、予算がかかってしまったものだと考えております。

以上です。

○中島直樹委員長 柳沢委員。

○柳沢 暁委員 それだと、まだ固まっていない段階で予算を通したということなんですか。それとも、固まっている段階で予算は通したけれども、やっぱりもうちょっとかかりますよと言われて、その金額を払ったような形になっているのか、ちょっとその辺はどんな感じなんでしょうか。

○中島直樹委員長 国保年金課長。

○秋本 悟国保年金課長 柳沢委員のおっしゃるとおりで、予算の段階ではまだ固まっていないような状態でした。実際、施行されたときには予算以上のものが計上されたというところが現実でございます。

以上でございます。

○中島直樹委員長 ほかに。

川田委員。

○川田真也委員 お疲れさまでございます。

単純にちょっと教えてほしいんですけども、国民健康保険税の滞納率の滞納世帯数と滞納の合計額が大体昨年度どれくらいあったか、教えてください。

○中島直樹委員長 収納課長。

○五月女和則収納課長 まずは、国民健康保険税の滞納世帯数ですが、こちらは日々動いておりますので、現時点の9月5日時点の世帯数になりますが、841世帯になっております。金額としましては約1億3,400万円が滞納となっております、全体の滞納率につきましては、現年課税分になりますが、8%になります。

○中島直樹委員長 川田委員。

○川田真也委員 想像よりも多くの方がなかなか払えないという現実があるかと思いたすけれども、この中で外国籍の方はどれくらいいらっしゃるのでしょうか。

○中島直樹委員長 収納課長。

○五月女和則収納課長 うち、外国人につきましては、先ほどの841世帯中292世帯になります。

○中島直樹委員長 川田委員。

○川田真也委員 すみません、あと外国人の方の滞納額というのは分かりますか。

○中島直樹委員長 収納課長。

○五月女和則収納課長 約4,600万円になります。

○中島直樹委員長 川田委員。

○川田真也委員 分かりました。

外国人の方の滞納がすごく多いという事実も分かったんですけども、これ、滞納しているということは国保に加入しているということなので、保険証は行っているわけですよ、その方、その世帯にね。

先日、羽生総合病院の外国の方が払えないで帰っちゃってという話があったんですけども、それと同じことがこれも起きる可能性があると思うんですよ。保険証を持っていて、滞納していて、病院にかかって、そのまま帰国されちゃうと、治療費は、病院はもう国保から入っちゃっているんで、ただで外国人が医療を受けられちゃうという可能性は絶対あるはずなんですけれども、そこを、国保に入っている人に保険証をやらぬいというのは難しいかと思うんですけども、やはり医療を受けるのであれば、我々日本人が日本人を助けるのは、私は全然いいかと思うんですけども、外国人を助けるな

と言っているんじゃないですよ。外国の方も、ルールやそういったものを守っていただいて、治療を受けて、治療費を国保でやりますよというのは全然私は賛成なんですけれども、それをあえてやっている国の人もあるんじゃないのかなと思うんですね。

ちょっと、ごめんなさいね、これは私の知り合いが情報公開請求で、羽生市の国別の滞納者と滞納率とか全部資料を頂いた方がいて、ちょっと私も見せてもらうときびっくりしたんですけども、国によっては、言っちゃっていいですよ。

例えばこれ、令和4年4月1日から今年の3月31日までということを出していただいたみたいなんですけど、一番滞納されている国の方がパキスタンの方で、加入者が128世帯で滞納が32世帯、滞納額がこれだと540万円なんですよね。次が、スリランカの方がやっぱり235万4,000円とこれに出ているんですよ。その次は、ネパールの方ですね。141万7,300円。思いのほか、えっと思ったのが、ベトナムの方は滞納者ゼロなんですよ。

あとは、ちょっと多いなと思うのはブラジルの方ですとか、金額が大きいのがブラジルの方ですとか、コロンビア、南米の方ですね、コロンビアの方とか、パラグアイ、フィリピンという方が10万円以上の滞納があるということがこうやって出ているんですけども、やっぱり国の文化によって、国民健康保険税みたいな文化がある国とない国で違うのかなとか、いろいろあるんですけども、そういった方々に、この保険証を維持するためには皆さん毎月これだけ保険料を納めていただかないと成り立たないんですよというような案内とかというのは、国保を申請するときに案内とかしていますよね。

○中島直樹委員長 国保年金課長。

○秋本 悟国保年金課長 今、川田委員のご質問、2つほど大きなところで、まず医療費の受診のところと、国保税に対するところかと思いますが、医療費の受診のところにつきましては、実際医療機関でも、私たちより医療機関のほうがしっかり注意をして受けているような印象はございます。

もう一つ、国保税のほうですけども、交付のときに英語表記のパンフレットをお渡しすることはさせていただいています。ただ、具体的にそこまで注意喚起ができていないというところがありますが、一般的などころの国保の説明はさせていただきながら、進めているところです。

以上でございます。

○中島直樹委員長 川田委員。

○川田真也委員 今の注意喚起のところなんですけれども、英語表記ということだったんですけれども、英語表記以外のパンフレットとかというのは、今現在は羽生市は用意していないということでしょうか。

○中島直樹委員長 国保年金課長。

○秋本 悟国保年金課長 英語表記以外のパンフレットは用意はしていませんが、窓口でポケットクという翻訳のものだったりとか、あと場合によっては、それが混んでいるときは、いろいろ今スマートフォンの翻訳などもありますので、そちらを活用しながら、分かりやすくご説明をさせていただいております。

以上でございます。

○中島直樹委員長 川田委員。

○川田真也委員 分かりました。

ただ、やっぱり国によってこんなに差があるというのが、私ちょっと不思議だし、びっくりしたので、特にパキスタンの方があまりにも多いので、定期的にちゃんと、滞納されている方というのは分かるかと思うので、訪問なりというのは難しいかと思うんですけれども、電話だともっと難しいのか。どうにか対応していただいて、これ、皆さんから保険料を頂いて成り立っている制度なのでということ、外国の方以外にも、日本人もそうなんですけれども、説明をしていただいて、今後もっと健全な運営をしていただきたいなと思います。

あと、病院のほうで注意しているということなんですけれども、病院のほうは保険証を持ってくれば、この人、滞納かどうかと多分分かんないと思うんですよ。保険証を持っているから、じゃ、診ましようね、それで保険請求を病院のほうはすると思うんで、だからその辺もやはり病院任せじゃなくて、役所のほうでも、逆に病院と協力しながら、そういうところを注意していただければと思います。

本当に、ただ乗りされてしまうと、一生懸命働いて、我々、市民、国民、県民が働いた税金で、ただで医療を受けて、世界で一番優秀な医療を受けて、治ったから帰っちゃおうと、帰っちゃう人が、絶対これからも出てくると思うんで、その点はちょっと注意していただいて、今後やっていただければなと思います。ありがとうございました。

以上です。

○中島直樹委員長 それについて。

国保年金課長。

○秋本 悟国保年金課長 やはり税の公平性の観点からも、もちろん日本人と外国人を区別などはするつもりはないですが、平等にしっかりと税の公平性についてと、納めていただくことについても説明をしてみたいです。

以上です。

○中島直樹委員長 ほかに質疑はございますか。

柳沢委員。

○柳沢 暁委員 今の滞納とも関連するんですけども、結構払いたくても払えない人とかもいると思うんですけども。そういった場合の減免の状況というのはどれぐらい、羽生市としての減免されているもの、7割、5割ぐらいの軽減はあるんですけども、それ以外にも申請減免というのがあると思うんですけども、その状況というのがどうなのか、お伺いします。

○中島直樹委員長 国保年金課長。

○秋本 悟国保年金課長 まず、災害による減免が1つございます。そちらは、3世帯ございます。あとは、4世帯ほど、いわゆる収監されている方の世帯についても減免がございます。その他、制度としましては、火災などが起きたときの減免というのを用意はしていますが、そちらは今該当がない状況でございます。

もちろん、柳沢委員がおっしゃるとおり、2割、5割、7割の一定の軽減、こちらは所得に応じた、いわゆる自動的に行われる減免はありながらも、そのように困った方がいらっしゃいましたら、収納課とともに相談もさせていただきながら、適切にその方に救うべき道をお話をさせていただいているような状態でございます。

以上でございます。

○中島直樹委員長 柳沢委員。

○柳沢 暁委員 マイナ保険証ということで、それが普及が進んでいるということなんですけれども、結構市内でもエラーになったという話も聞くんですけども、何かエラーがどれぐらいあるかとかというのはつかんでいますか、市内の。

○中島直樹委員長 国保年金課長。

○秋本 悟国保年金課長 通常のエラーは、正直つかんではおりません。ただ、病院さんもマイナ保険証で実際それを確認しますと、オンライン資格確認と言いまして、国のほうのシステムに飛ぶような形で資格を確認できます。そこで確認ができない場合は、市役所のほうにご連絡をいただいて、こちらで分かる情報を連携して対応するという方法

も取っております。

以上でございます。

○中島直樹委員長 柳沢委員。

○柳沢 暁委員 令和6年度は、結構どれぐらいエラーになって問合せがあったとかというのは、状況としてはカウントしているのでしょうか。

○中島直樹委員長 国保年金課長。

○秋本 悟国保年金課長 状況としては、カウントは、把握はしておりません。

以上でございます。

○中島直樹委員長 柳沢委員。

○柳沢 暁委員 問合せ自体は、今どんな状況なんですか。結構あるのか、それともそんなにないのかというと、どんな感じなんですかね。

○中島直樹委員長 国保年金課長。

○秋本 悟国保年金課長 現実、私が窓口や電話の対応を確認させていただくと、マイナ保険証を忘れたというヒューマンエラーの方の対応を聞いていることが多い状態です。なので、実際エラーというのは、本当に月に1件あるかないかのような状態かと思われませんが、基本的にはマイナ保険証を忘れちゃったので、この方の負担割合は幾つですかとか、そのような状態が多いところでございます。

○柳沢 暁委員 分かりました。

○中島直樹委員長 ほかに。

昆委員。

○昆 佳子委員 滞納のことで、ちょっとしつこいように申し訳ないんですけども、生活困窮者の方の対応とか、減免とか、外国人の方の対応とかはすごく理解させていただきましたけれども、払えるのにといいますか、それ以外の、生活困窮者の方以外の方で払っていない方も、滞納していらっしゃる方もいらっしゃるかと思うんですけども、そちらのほうの対応としては、どういうふうな対応をされているのか、お聞きしたいんですけども。

○中島直樹委員長 収納課長。

○五月女和則収納課長 財力があるのに払っていない方につきましては、収納課としましては、まずは督促状、そして催告書というかたちで、自主納付を促しております。それでもなお、分納相談もなく、何もアクションがない場合は、給与調査、預金調査などを

行い、財力があると判断した場合は、差押えを行い、それを取り立てるというかたちでやっております。

○中島直樹委員長 昆委員。

○昆 佳子委員 ありがとうございます。

それに、差押えまでいって、支払いをしてもらえるものでしょうか。

○中島直樹委員長 収納課長。

○五月女和則収納課長 差押えになると、給与であれば会社のほうからその分を市のほうに振り込んでいただきます。銀行でしたら、銀行の預金を押さえますので、その預金から金額をそのまま市のほうに入れておりますので、滞納者が直接絡むということはありません。

○中島直樹委員長 ほかにありますか。

柳沢委員。

○柳沢 暁委員 171 ページの下のほうに、人間ドック等助成金1,035万8,700円、人間ドックは受診目標とかを掲げて、結構受診率向上ということで進めていると思うんですけども、状況としてはどうでしょうか。受診率向上はしているかどうか、お伺いいたします。

○中島直樹委員長 国保年金課長。

○秋本 悟国保年金課長 実際に柳沢委員おっしゃるように、受診率の向上につきまして、特定健診などの健康診査のほうを上げていこうというところで取り組んでいるところに付随いたしまして、もちろん人間ドックを受けられる方も、その受診率に加味されていますので、併せて受診の目標は上げているところでございます。

実際、人間ドックにつきましては、過去のやはりコロナ禍のときは受診控えがありました。それに伴って少し減ってきたんですけども、現在は500件を超える、昨年ですと518件、人間ドックと脳ドックがございまして、内訳としましては、478件が人間ドック、脳ドックは40件でございます。比較いたしますと、コロナ禍の令和2年は人間ドックは323件、脳ドックは33件の356件でした。コロナ禍前は、令和元年ですね、484件が人間ドックで、脳ドックは63件、合計して547件となっております。

実際、国保の加入者というのが、やはりいわゆる団塊の世代の方が、後期高齢者医療のほうに、75歳になられて国保の加入者が減っていく中、数字だけ見ますと、コロナ

額は出ているのか、予算から、お聞かせいただければと思うんですけども。

○中島直樹委員長 国保年金課長。

○秋本 悟国保年金課長 予算の積算については、今ちょっとお調べさせていただきます。

また、先ほど松本委員おっしゃる、どのような病名で受けた検査というのではなくて、一般的な我々も受けているような健康診断のものでございますので、診る項目は、基本的には一律でございます。もちろん、身長・体重から血液から尿検査からやっていくような健康診断を、羽生市では各病院さん、いわゆるかかりつけ医で診ていただくような方式を取っております。

○中島直樹委員長 松本委員。

○松本敏夫委員 じゃ、この特定という名前がついているけれども、特定されているわけじゃないんだ。そういうことですか。分かりました。

○中島直樹委員長 国保年金課長。

○秋本 悟国保年金課長 私もこちらへ赴任してきまして、何で特定とついているんだろうと思ったところが正直なところではあるんですけども、いわゆる健康診断のことでございます。

ただ、お話の上でよくある、メタボとかで引っかかってしまう、特定保健指導とごっちゃになることはありますが、特定保健指導は特定の方、やはりいろいろとリスクが高いであろうという方に対して、重点的にケアをするような事業もありまして、同じ特定がつくんですけども、特定健康診査はいわゆる健康診断のことでございます。

○松本敏夫委員 なるほどね、分かりました。

○中島直樹委員長 よろしいですか。

ほかに質疑はありますか。

柳沢副委員長と職務を代わります。

○柳沢 暁副委員長 中島委員。

○中島直樹委員 やっぱり、国保会計、国保特会ということですけども、重要なのは、重要なのはというか、やっぱり公平公正でなければならない。どうしたって、いろんな生活的な事情もあつたりとかで、不納欠損、収入未済額というのができるというのは、これは羽生市だけではない、全国的なことでもあると思うし、国保会計だけの話ではないと思うんですが、重要なのは、やっぱり不納欠損を出さないのと、あと収入未済額というのがなるべく出ないようにするというのは、これは重要なわけで、例えば年金暮

らしの独居の方とか、なかなか就労するのも困難な方とかという方がいらっしゃる、そういう方が収入未済額として、払い切れなくて収入未済額が重なっていくという部分があると思うんです。

収入未済額で払えない人、収納率のお話がありましたけれども、きっと払っていない人というのは、先月も払っていない、去年も払っていない、おととしも払っていない、途中でちょこっと払うけれども、払い切っていないという人がきっと非常に多いと思うんです。

重要なのは、収入未済、不納欠損を出さないということですが、6年度決算ということで、6年度に新たに払えなくなった、滞納するような事態になったしまった方及び世帯がどれくらいあるのかというのは、すぐ分かりますかね。

○柳沢 暁副委員長 収納課長。

○五月女和則収納課長 現年度分になりますので、令和6年度に滞納になった方は576人になります。

○中島直樹委員 新たに。

○五月女和則収納課長 新たに生まれたというのは、今時点で把握はしておりません。

576人というのは、過去からAさんが滞納し、またAさんが6年度も滞納している場合も含まれますので、本当の新規というものについては、把握はしておりません。

○柳沢 暁副委員長 中島委員。

○中島直樹委員 把握は困難ですかね。

○柳沢 暁副委員長 収納課長。

○五月女和則収納課長 把握のほうは、どうしても現時点ですと、納付のほうも行なっており、滞納が消えてしまっている場合もあることから、新しくなった方が何人というのは、今時点だとはっきりした人数を出すのは難しいと考えています。

○柳沢 暁副委員長 中島委員。

○中島直樹委員 やっぱり、そこに何らか日を当てるといふか、新たな滞納者をつくらない、つくりづらい環境をつくっていくところも、何か国保会計を維持していくには、不納欠損、収入未済額が決算書に計上しないようにするには、重要だと思うんですけれども、どうですかね。

○柳沢 暁副委員長 収納課長。

○五月女和則収納課長 委員長おっしゃるように、新たな滞納者を生まないということが、

不納欠損、収入未済額を減らすために、一番よいことだと思っています。

私たちのほうでも、滞納が一度始まってしまいますと、どんどん滞納額が増えていってしまっ払えないという状況が見受けられますので、督促状とかは送っておりますけれども、それでもまだ反応がないという場合は、電話催告であったり、臨宅、お宅にお邪魔して状況のほうを伺うなど、そういうのを一つずつ、地道ですが重ねていって、減らしていくしかないと考えております。

○柳沢 暁副委員長 中島委員。

○中島直樹委員 大変な作業だと思うんですけども、その辺はぜひともよろしく願いまするしかないのかなと。

また、現状、今説明ありましたけれども、そのことで新たにちょっとうることをしたら、収納率が上がるかなとか、来年度から試してみたいなというようなことがあったら、ちょっと参考までに聞かせてください。もしも、ちょっと思いつかないというんであれば、思いつかないで構わないですけども。

○柳沢 暁副委員長 収納課長。

○五月女和則収納課長 まず、来年度、試してみたいと思っているところが、先ほど外国人のお話が委員さんのほうからもあったと思いますが、督促状などに外国語表示を入れる。例えばQRコードなどを載せて、そこを見れば外国語のページに飛ぶようにして、外国人対策を行なっていきたいと思っています。

また、日本人につきましては、新たにといいますか、こちらは本当に引き続き実直に滞納処分、財産調査を行なって、取れるものはしっかりその時点で取ってしまう、また督促状などに無反応な場合は、電話の催告などをもう少し強化してやっていこうと考えています。いずれにしても、滞納整理については、地道に一つ一つ潰すのが近道という部分もありますので、新しい方法を取り入れつつ、今やっていることも引き続きやっていきたいと思っています。

○柳沢 暁副委員長 国保年金課長。

○秋本 悟国保年金課長 国保年金課側からも2点ほどございます。今現在、収納課と一緒に取り組んでいるところがございまして、マイナ保険証の移行に伴いまして、以前は短期証という言い方をしていたんですが、通常1年の有効期限がある保険証を半年に区切りまして、その間、分納など、そのような進展があった方にはもう半年分、保険を出すという制度もあったんですけども、マイナ保険証に切り替わったことで、また言葉

があれなんですけれども、特別療養費制度という、特別なことをされてしまうんですけども、実は、窓口負担が10割負担になってしまうという制度があるんですね。

こちらは、国から示されておりまして、督促などを3回程度行なって、連絡がない方などについては、その10割負担にあなたはなりますよというところで、特別療養費を交付してよいということになっているんですが、今やはり、昆委員おっしゃるとおり、私たちもそちらに対象とする方は、お金があるのに払わない方にしたいと考えておりまして、その線引きをしっかりと、近隣も含めて、まだ始まったばかりの制度でございますので、確認しながら進めているところです。

もう一点は、まだ国の通知のほうはないんですけれども、ニュース等での話になってしまうんですが、来年度4月、令和8年4月からは外国人の方の保険証を交付するに当たって、前納制度と、もしかしたら耳にしたことがあるかもしれないんですけれども、3か月分前納することによって、それを確認したら保険証を発行するという制度をつくらうと今動いているところですので、その際は、法整備も必ず必要になりますので、やはり公平公正の面では、勧善懲悪じゃないですけれども、悪い人にはしっかりとそのとおりやって、よい人に対して公平にいくように、制度を活用いたしまして、健全な国保運営に努めてまいります。

以上でございます。

○中島直樹委員 外国人が全て悪いわけじゃないですけれどもね。

ありがとうございました。

○柳沢 暁副委員長 職務を交代します。

○中島直樹委員長 戻りました。

ほかに質疑はありますか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中島直樹委員長 質疑は尽きたようですので、続いて、討論に入ります。

討論のある方は順次発言を願います。

柳沢委員。

○柳沢 暁委員 議案第42号 令和6年度羽生市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、反対の立場から討論します。

羽生市の令和6年度決算附属資料によると、国保税の滞納繰越分の徴収状況は、収入未済額が9,240万5,729円、収入未済件数は614件です。国保税が高く、支

払えない状況がここに現れているのではないのでしょうか。

法定外繰入れを行うなど、国保税を引き下げる対策を実施し、支払える金額にすべきだと考えます。

以上、討論といたします。

○中島直樹委員長 ほかに討論はありますか。

[発言する者なし]

○中島直樹委員長 それでは、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第42号 令和6年度羽生市国民健康保険特別会計歳入歳出決算は、これを認定することに賛成の委員の挙手を求めます。

[挙手多数]

○中島直樹委員長 挙手多数と認めます。

よって、本案は認定すべきものと決しました。

暫時休憩いたします。

午後 1時35分 休憩

午後 1時38分 開議

○中島直樹委員長 再開します。

次に、議案第45号 令和6年度羽生市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を議題といたします。

同じく、国保年金課長に説明を求めます。よろしくお願ひします。

国保年金課長。

○秋本 悟国保年金課長 引き続きよろしくお願ひいたします。

同席する職員を紹介いたします。

後期高齢年金係長の山畑です。

○山畑佳菜後期高齢年金係長 山畑と申します。よろしくお願ひいたします。

○秋本 悟国保年金課長 それでは、着座にて失礼いたします。

羽生市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算書、196ページをご覧ください。

議案第45号 令和6年度羽生市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算についてご説明申し上げます。

歳入の歳入合計をご覧ください。

予算現額14億8,930万1,000円に対し、収入済額は14億4,363万3,751円です。調定額に対する収入済割合は99.6%、不納欠損額は131万100円、収入未済額は429万7,160円です。

歳出の歳出合計をご覧ください。

支出済額は14億2,085万7,005円で、執行率は95.4%でした。歳入歳出差引残額は2,277万6,746円です。

令和5年度決算における歳入歳出差引残額1,726万1,064円と比較して、551万5,682円の増となっております。

197ページをご覧ください。

それでは、歳入歳出決算事項別明細書に基づき、歳入の主なものについてご説明いたします。

第1款後期高齢者医療保険料については、調定額6億2,270万9,300円に対し、収入済額は6億1,710万1,380円で、全体収納率は99.1%でした。

次に、第3款繰入金、第1項一般会計繰入金、第1目後期高齢者医療費繰入金5億7,764万7,568円は、埼玉県後期高齢者医療広域連合の試算に基づき、後期高齢者の総医療費から自己負担額3割の方を控除した額の12分の1を市が負担するものです。

第2目保険基盤安定繰入金1億5,875万2,162円は、低所得者等の保険料軽減分に対する繰入金です。

第4款諸収入、第2項償還金及び還付加算金、保険料還付金93万3,800円は、過年度分の所得の更正、死亡等の資格消失が生じた場合の還付金及び還付加算金です。

198ページをご覧ください。

第3項広域連合補助金、後期高齢者保健事業等補助金438万7,268円は、健康診査結果に対する医師からの保健指導実施費用や人間ドック等の助成に対する補助金等です。

第4項雑入、医療給付に要する経費還付金679万3,082円のうち、216万463円は、後期高齢者医療特別会計で歳入した健康診査委託料に係る消費税分が還付

されたものです。463万2,619円は、令和5年度分の後期高齢者医療費の市費負担の精算により、広域連合から還付されたものです。

第5款繰越金1,726万1,064円は、前年度からの繰越金です。

続いて、歳出についてご説明申し上げます。

199ページをご覧ください。

第1款総務費、第1項総務管理費、第1目総務管理費よりご説明申し上げます。

まず、備考欄の総務一般経費456万7,114円は、後期高齢者医療保険に関する事務の諸経費です。主なものといたしましては第11節役務費、郵便料380万2,589円は、保険証発送等の郵便料です。前年度と比較して39万円増額しておりますが、被保険者の増加と郵便料の増額によるものです。

第13節使用料及び賃借料、電算処理システム使用料72万6,000円は、総合行政システム使用料です。

第2項徴収費、備考欄、保険料徴収事業313万7,935円は、保険料の賦課徴収のための事務経費です。

次に、第2款後期高齢者医療広域連合納付金です。備考欄、保険料納付事業、18節負担金補助及び交付金、保険料納付金7億7,253万4,442円は、被保険者に納めていただいた保険料と、保険基盤安定繰入金を原資として、埼玉県後期高齢者医療広域連合に納付したものです。

備考欄、広域連合運営事業、18節負担金補助及び交付金5億9,632万2,487円の内訳でございます。

200ページをご覧ください。

備考欄、後期高齢者医療費負担金5億7,764万7,568円は、総医療費に対する当市の負担金です。

広域連合事務費負担金1,867万4,919円は、広域連合の運営に係る事務費に対する市の負担金です。前年度と比較して243万円の減額となりましたが、広域連合より県内の市町村規模により決定した負担額が減少したものです。

続いて、第3款保健事業費です。備考欄、後期高齢者保健事業3,873万2,327円は、健康診査及び人間ドック等助成に係る経費及び事務経費です。主なものといたしましては、第12節委託料、健康診査等委託料3,496万14円は、健康診査委託料等で、3,036人が受診いたしました。

第18節負担金補助及び交付金、人間ドック等助成金308万円は、154人に対し人間ドックまたは脳ドックのいずれかの受診につき、2万円を上限に助成したものです。

第4款諸支出金、第1項償還金、還付金及び還付加算金、備考欄、保険料還付金及び還付加算金、還付金93万700円は、死亡等資格の喪失に伴う保険料の還付金及び還付加算金です。

第2目繰出金、備考欄、一般会計繰出金463万2,000円は、歳入の部で説明いたしました医療給付に要する経費還付金について一般会計へ繰り出したものです。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○中島直樹委員長 ただいまの国保年金課長の説明に対し、質疑を求めます。

質疑のある方はどうぞ。

丑久保委員。

○丑久保恒行委員 200ページの人間ドック等助成金308万円、1人頭2万円の助成と、そうすると150人ということになるかと思うんですが、交付額が308万円なので。

○秋本 悟国保年金課長 154人です。

○丑久保恒行委員 正確には154人と。

この後期高齢者、羽生市では全体でどのぐらいいるんでしょうか。この交付金の額は308万円というのは、どちらかという低い、低いというか、受診率が非常に低いような気がするんですね。今、受診することによって、ほかの病気等がある意味確認できると、医療費の減額にもつながっていくわけですが、受診しないということになると、医療費が高騰しているということも想像できるわけで、ダイレクトメールが、通知が来るのでありますけれども、開封してご覧になって、受診してみようと、そういう割合が非常に少ないような気がするんですが、この辺、どうなんでしょうか。

○中島直樹委員長 国保年金課長。

○秋本 悟国保年金課長 まず、後期高齢者医療の被保険者数でございますが、令和6年度が8,793人、令和5年度は8,463人、やはり300人ほど増えております。先ほどの国保の特別会計でもご説明させていただいたとおり、団塊の世代の方が75歳のほうに移っているということによって、どんどん増加しているところでございます。

先ほどの健康診査についてでございますが、我々も健康診査を受けてくださいと、一定にまず周知をさせていただくのに加えまして、今年度は、僅かながらではあるんです

けれども、シルバー人材センターの登録の方に、会報誌を送るところに特定健診を受けてみませんかなどのリーフレットを入れさせていただいたりとか、国保のほうの健康診査にも同じように、併せてなんですけれども、医療機関のほうにポスターの掲示をお願いしたりとか、そういうちょっと地道な努力もしながら進めているところです。

もちろん、委員おっしゃるとおり、私たちにできることは、健診などをなるべく多くの方に受けていただいて、総医療費を下げていくというところが、本当に徐々に、徐々にになってしまうんですが、全体的な健康寿命もそうですし、実際の予算額もそうですけれども、そちらをどんどん減らしていく、健康になっていくというところの両方がかなうような地道な取組だと考えております。

以上でございます。

○中島直樹委員長 丑久保委員。

○丑久保恒行委員 分母が8,793人で受診者が304人という。

○秋本 悟国保年金課長 3,036人です。

○中島直樹委員長 2万円だから。

○秋本 悟国保年金課長 人間ドックですね、失礼しました。

○丑久保恒行委員 154人という数字でしょう、分子が。分母が8,793人、割合としては非常に少ないと思うんですね。特定健診も受診者数がある意味低いと、この受診率を上げていく方策というのは、様々なツールが考えられると思うんですけれども、シルバー人材センターの登録者等というお話が出たわけでありましてけれども、一般家庭に対して、さらに積極的に受診率を上げるような方策を考えていかないと、総医療費というのはどんどん高まっていくということが想像できるわけで、今後もしろんなツールを考えて、受診率アップにつなげていってほしいと思うんですが、いかがでしょうか。

○中島直樹委員長 国保年金課長。

○秋本 悟国保年金課長 先ほどの総被保険者数が8,793人いまして、人間ドックが154名受けられました。プラス健康診査のほうで3,036名受けました。なので、割合でいうと、38.9%の方が受けているというのが実際の現況でございます。

ただ、県の平均よりは若干多いような状態ではあります。もうパーセンテージが、やはり委員おっしゃるとおり、皆さんに受けていただいて健康になっていただくというところで、私たちから言うことはもちろんなんですけれども、力を入れていきたいところは、お医者様から言われるというのはやはり一番皆さんに刺さると思いますので、医

師会の方々を通じまして、よく耳にするのが、俺、ふだん病院行っているから大丈夫なんだよというふうに言っていらっしゃるという方も多いと聞くんですね。

ただ、幸い後期高齢者のこの健康診査は無料で受けられますので、その辺でちょっとより安心になりませんかというのをお医者様の口から言ってもらえるように、やはり健康づくり推進課などとも協力をさせていただきながら、医師会を通じていろいろと協力体制をさらに密にしていって、我々以外のところから、もう少し心に刺さるような方々から言っていただくように努めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○中島直樹委員長 丑久保委員。

○丑久保恒行委員 新しい課長に、1年後に期待をしたいと思います。

○中島直樹委員長 孫に言ってもらうのも効果的かもしれないですね。

ほかに質疑はございますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○中島直樹委員長 質疑を終結いたします。

討論に入ります。

討論のある方は順次発言を願います。

〔発言する者なし〕

○中島直樹委員長 討論はないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第45号 令和6年度羽生市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算は、これを認定することに賛成の委員の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○中島直樹委員長 挙手多数と認めます。

よって、本案は認定すべきものと決しました。

暫時休憩いたします。

午後 1時55分 休 憩

午後 2時04分 開 議

○中島直樹委員長 再開いたします。

議案第44号 令和6年度羽生市介護保険特別会計歳入歳出決算を議題といたします。

高齢介護課長に説明を求めます。よろしく申し上げます。

高齢介護課長。

○佐藤友美代高齢介護課長 高齢介護課長の佐藤です。よろしく申し上げます。

同席している職員を紹介させていただきます。

介護保険係長の小野塚です。

○小野塚祐介介護保険係長 介護保険係長の小野塚です。よろしく申し上げます。

○五月女和則収納課長 収納課長の五月女です。よろしく申し上げます。

○佐藤友美代高齢介護課長 よろしく申し上げます。それでは、着座にて説明をさせていただきます。

議案第44号 令和6年度羽生市介護保険特別会計歳入歳出決算についてご説明いたします。

別冊1、決算書の179ページをご覧ください。

歳入は、予算現額55億6,295万1,000円に対し、収入済額56億6,141万3,756円で、令和5年度と比較して2.8%の増でした。

180ページに移ります。

歳出は、予算現額55億6,295万1,000円に対し、支出済額は54億8,834万488円で、執行率は98.6%でした。

なお、歳入歳出差引残額は1億7,307万3,268円で、うち4,000万円については介護給付費準備基金に繰り入れいたしました。

それでは、歳入より、主なものについてご説明いたします。

181ページに移ります。

第1款介護保険料の第1号被保険者保険料は、65歳以上の第1号被保険者の方に納めていただく保険料です。保険料調定額13億335万1,195円に対し、収入済額12億8,478万7,895円で、現年度賦課分に滞納繰越分を含めた徴収率は98.6%でした。また、不納欠損額463万8,200円は、収納課と連携し徴収に努めておりましたが、介護保険料の2年の時効により401件、実人数101人分について不納欠損処理をいたしました。

また、収入未済額1,392万5,100円は、現年度分183件及び滞納繰越分

160件の収入未済分です。

次に、第2款国庫支出金11億3,348万9,750円は、国からの負担金及び補助金でございます。

第1項の国庫負担金は介護給付費に対する負担金で、第2項の国庫補助金は調整交付金と地域支援事業費等に対する交付金となります。

182ページに移ります。

第3款支払基金交付金14億2,472万448円は、第2号被保険者である40歳から64歳までの方の法定負担分で、社会保険診療報酬支払基金を通して市へ交付されるものです。

第4款県支出金8億3,032万4,488円は、介護給付費及び地域支援事業費分に対する県の法定負担分です。

次に、ページの一番下になります。第6款繰入金について申し上げます。

第1項一般会計繰入金7億8,932万4,000円は、一般会計から繰り入れられたもので、市の法定負担分になります。

183ページに移ります。

中段にあります第2項基金繰入金5,470万円は、介護給付費準備基金を取り崩し、繰り入れたものです。

次に、第7款繰越金1億4,354万8,435円は、前年度からの繰越金です。

以上で歳入の説明を終わります。

続きまして、歳出について主なものを申し上げます。

185ページに移ります。

第1款総務費、第1項総務管理費、第1目一般管理費は、介護保険の制度運営に係る経費です。

右側備考欄、一般管理事業のうち、12節委託料、介護保険システム改修委託料59万4,000円については、介護保険の制度改正に対応するため、システム改修業務を委託したものです。

次に、第2項徴収費は、介護保険料の賦課徴収に係る事務的経費です。

186ページに移ります。

第3項介護認定審査会費は、介護認定の審査に係る経費です。第1目介護認定審査会費の備考欄、介護認定審査会事業のうち、1節報酬466万7,000円は、介護認定

審査会委員19名に対する報酬で、計82回の審査会を開催しました。

第2目介護認定調査費の備考欄、介護認定調査事業のうち、11節役務費、手数料、医師意見書手数料986万3,700円は、介護認定申請に係る主治医の意見書、計2,116件分の作成手数料です。

187ページに移ります。

第2款保険給付費は、各種介護サービスに係る経費です。主なものについて申し上げます。

第1項介護サービス等諸費、第1目介護サービス等給付費47億1,215万8,638円は、要介護認定を受けた方が利用した介護サービスに対する給付額です。負担金のうち、主なものですが、備考欄の18節、負担金の明細の1つ目、居宅介護サービス給付費15億9,833万7,336円は、在宅での生活を支援するための介護サービスで、訪問介護や通所介護など、延べ3万3,259件分に要した給付費です。また、その3つ下、施設介護サービス給付費20億1,066万5,665円は、特別養護老人ホームや介護老人保健施設などの入所に係る、延べ6,875件分に要した給付費です。

次に、第2項介護予防サービス等諸費7,798万1,950円は、要介護の手前である要支援の認定を受けた方が利用した介護予防サービスに対する給付費です。備考欄、負担金のうち、主なものですが、18節負担金の明細の1つ目、介護予防サービス給付費4,342万9,041円は、通所リハビリや短期入所生活介護など、延べ3,304件分に要した給付費です。

188ページに移ります。

次に、第3項高額介護サービス等費1億3,381万1,400円は、介護サービスを利用した際の自己負担額が、所得に応じた上限額を超えた場合、超えた分について給付するもので、延べ1万3件分の給付費になります。

次に、第4項高額医療合算介護サービス等費1,673万1,188円は、介護保険と医療保険の支払いが高額になった際に、介護と医療の自己負担額を年間で合算し、一定額を超えたときに給付するもので、608件分の給付費になります。

次に、第5項特定入所者介護サービス等費1億4,523万5,565円は、特別養護老人ホームや介護老人保健施設への入所、またはショートステイの利用に際し、低所得者の方の負担軽減を図るため、食費や居住費に対し給付するもので、延べ

9, 158件分支給しました。

次に、第6項審査支払手数料277万3,840円は、埼玉県国民健康保険団体連合会に委託している介護報酬の審査支払い6万9,376件分の手数料です。

189ページに移ります。

第5款地域支援事業費につきましては、高齢者が要介護状態にならないように、また要介護状態になっても住み慣れた地域で生活していけるよう支援するための経費です。

第1項介護予防・生活支援サービス事業費のうち、第1目サービス事業費1億1,578万1,480円は、介護予防・日常生活支援総合事業の対象となる要支援等の方の訪問介護サービス、通所介護サービスなど、介護予防のサービスに係る負担金です。訪問型サービスが993件、通所型サービスが3,289件で、令和5年度と比較しますと、ともに1割程度増加しております。

次に、第2目介護予防ケアマネジメント事業費1,187万2,758円は、介護予防・日常生活支援総合事業の対象者に係るケアプランの作成2,498件に要する経費です。

次に、第2項一般介護予防事業費につきましては、要介護状態となることを予防するために実施した事業の経費です。備考欄、地域介護予防活動支援事業は、主に各地域で実施しているいきいき百歳体操や地域介護予防サポーターの養成講座等に係る経費です。

10節需用費のうち、消耗品費の主なものは、介護予防支援ボランティアポイント事業に係る商品券の購入費54万500円です。この事業は、令和6年度に開始したもので、いきいき百歳体操のサポーター活動、または傾聴ボランティア活動に対し、ポイントを付与し、たまったポイントに応じて市商工会商品券を贈呈するものです。令和6年度は、368名に交付いたしました。

190ページに移ります。

12節委託料、地域介護予防事業委託料35万7,900円の主なものは、いきいき百歳体操事業について、地域介護予防サポーター養成講座やサポーターフォロー講座を実施する際に、理学療法士に指導や助言を委託したものです。

18節負担金補助及び交付金111万845円は、いきいき百歳体操の運営補助金です。令和6年度は、44の会場のうち、37会場について運営団体に補助金を交付しました。

次に、地域リハビリテーション活動支援事業は、いきいき百歳体操及びはつらつ教室

を普及、支援するための経費です。看護師が各会場を巡回し、参加者の活動状況や健康状態の確認、助言等を行うほか、理学療法士による定期的な指導、また令和6年度より効果測定のための体力測定を全会場において実施をいたしました。

次に、第3項包括的支援事業費・任意事業費、第1目包括的支援事業費のうち、備考欄、地域包括支援センター運営事業の主なものにつきましては、12節委託料、地域包括支援センター運営業務委託料、金額が次のページになります。4,800万円で、高齢者の総合相談窓口として、市内3か所に設置している地域包括支援センターの運営業務委託料です。

次に、在宅医療・介護連携推進事業の主なものにつきましては、18節負担金補助及び交付金、在宅医療・介護連携推進事業負担金401万7,682円です。この事業は、医療と介護の連携を強化するため、加須市と共同し北埼玉医師会へ事業を委託しているものです。これにより、医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で暮らすことができるよう、地域における医療・介護の関係機関が連携し、包括的かつ継続的な在宅医療・介護につなげております。なお、負担金は委託に係る事業費を2市の人口按分により算出しております。

次に、認知症総合支援事業は、認知症の方に対し、状態に応じた適切なサービスが提供されるよう支援するものです。

10節需用費、印刷製本費94万6,000円は、認知症に関する情報をまとめた冊子、認知症ケアパスを作成したもので、認知症の方やそのご家族をはじめ、認知症相談などにおいて活用しました。

また、18節負担金補助及び交付金、認知症カフェ運営補助金15万円は、認知症カフェの運営に対し補助するものです。4団体で、計28回開催し、延べ212名の参加がありました。

次に、生活支援体制整備事業305万6,715円は、高齢者が住み慣れた地域で支え合って暮らしていける基盤づくり事業を社会福祉協議会へ委託したものです。

次に、地域ケア会議事業38万1,063円は、地域ケア会議の開催に係る経費です。地域ケア会議では、地域包括支援センターまたは居宅介護支援事業所が作成した介護予防ケアプランの内容などについて、理学療法士や歯科医師、薬剤師、管理栄養士など地域の多様な専門職が集まって検討し、助言することによって、高齢者の自立した生活の支援やケアプランの質の向上を目指しております。令和6年度は10回開催し、20事

例について検討を行いました。

192ページに移ります。

第2目任意事業費の主なものにつきましては、備考欄、12節委託料、介護保険給付費適正化システムの保守業務委託料99万円や、19節扶助費、成年後見人等報酬助成費65万1,600円でございます。成年後見人等報酬助成につきましては、成年後見人等の報酬を支払うことのできない低所得者の方に対し、その費用を助成するもので、対象者は3名でございます。

次に、第3目包括的支援・任意事業総務費の主なものについて申し上げます。

193ページに移ります。

備考欄の包括的支援・任意事業一般経費は、地域支援事業全体の各事業に係る事務的経費になります。

17節備品購入費のうち、機械器具費154万1,340円の主な内容は、いきいき百歳体操など、介護予防事業等で使用する公用車の購入でございます。

次に、第6款諸支出金、第1項償還金及び還付加算金、第1目第1号被保険者還付金及び還付加算金197万2,600円につきましては、所得額変更による介護保険料の変更や、市外への転出、死亡等、193件に係る還付金でございます。

194ページに移ります。

第2目償還金1億3,527万113円は、令和5年度の国庫支出金、県支出金の精算に伴う国・県への返還金です。

以上で説明を終わります。

よろしく願いいたします。

○中島直樹委員長 ただいまの高齢介護課長の説明に対して、質疑を求めます。

質疑のある方はどうぞ。

昆委員。

○昆 佳子委員 認知症総合支援で、認知症のケアパスなんですけれども、これはどのくらい冊数があって、どこに置いてあって利用されているのかというのをお聞きしたいです。

○中島直樹委員長 高齢介護課長。

○佐藤友美代高齢介護課長 500部、冊子を作成いたしました。主な設置場所は、市役所の高齢介護課のほか、市内3か所にあります地域包括支援センター、それからケアマ

ネジャーさんなどにも配布をいたしまして、活用していただいています。

また、先ほども説明で触れさせていただきましたが、認知症に関する相談、特に月1回の認知症相談の際などに、ご相談にいらした方にお渡しをするなど活用しております。

以上です。

○中島直樹委員長 昆委員。

○昆 佳子委員 手に取った方の評価とか、何か感想みたいなものというのはどういう感じなんでしょうか。

○中島直樹委員長 高齢介護課長。

○佐藤友美代高齢介護課長 実際、認知症のご相談にいらっしゃる方は、この後、どうしたらいいんでしょうかというところからのスタートですので、あらゆる情報を欲しいというのと同時に、まだまだどうしたらいいかわからないというところが先立っているような印象を受けています。

先ほど申し上げた認知症ケアパスは、一通りの情報は掲載しておるのですが、その方に合った情報がケアパスの中のどこの部分になるのかを、職員のほうでお話の中で確認をして、そこについて特に文字を見せて、こうですよということで参考にさせていただいています。特段、分かりづらいとか、そういったお声は、包括支援センターを含めて届いてはいない状況です。

以上です。

○中島直樹委員長 昆委員。

○昆 佳子委員 500冊、冊数があって、ほぼほぼといただけますか、認知症の家族の方とかにお渡しができるような形になっているんでしょうか。残りとかというのも、そんなにはないという感じですか。

○中島直樹委員長 高齢介護課長。

○佐藤友美代高齢介護課長 まだ残数はございます。そんなにたくさん出るものでもないものですから、たしか3年ぶりに新しく作ったということで、刷新したものなんですけれども、まだ予備はございます。

以上です。

○昆 佳子委員 ありがとうございます。結構です。

○中島直樹委員長 ほかに。

柳沢委員。

○柳沢 暁委員 今の認知症のケアパスということで、まだ残数はあるということだったんですけども、ホームページに掲載したりとか、何かそういう、閲覧できるようにはなっていないのでしょうか。

○中島直樹委員長 高齢介護課長。

○佐藤友美代高齢介護課長 ホームページも掲載してあったと思います。

○中島直樹委員長 思います。

○佐藤友美代高齢介護課長 失礼しました。

載っております。大変失礼いたしました。

○中島直樹委員長 柳沢委員。

○柳沢 暁委員 重点施策として、今、認知症サポーターも重点でやっていきますよというような話があったと思うんですけども、何かサポーターの推進というのをしているのかどうか、お伺いいたします。

○中島直樹委員長 高齢介護課長。

○佐藤友美代高齢介護課長 認知症サポーター養成講座は、毎年実施しておるものでして、令和6年度につきましては、回数でいきますと9回開催をいたしました。参加者数は291名でございました。この受講の累計の人数が、令和6年度をもって4,589名になりました。

もちろん、受講したからすぐに何か活動ができるというわけではございませんが、やはり認知症の方にどう接したらいいのかとか、どんなふうなことを認知症の方は悩んでいるのかとか、そういったことを少しでも正しい理解を持っていただくことで、認知症の方に対する我々の対応も変わってくるかなと思って、日々こちらのほうも進めております。

以上です。

○中島直樹委員長 柳沢委員。

○柳沢 暁委員 もう一個、別の質問なんですけれども、先ほどもちょっと触れていましたけれども、ボランティアポイントというのが新たな事業として、介護予防支援ボランティアポイント事業ということが始まったと思うんですけども、その状況はどういった状況なのか、お伺いいたします。

○中島直樹委員長 高齢介護課長。

○佐藤友美代高齢介護課長 令和6年度から新たに取り組んだ事業となります。繰り返しの説明になってしまうかもしれませんが、内容としましては、いきいき百歳体操のサポーターの方が、1回活動するごとに1スタンプ、それから傾聴ボランティアの活動をなさっている方は、1回の活動に対して2スタンプ、その年間のポイントに応じて商工会の商品券を贈呈しております。

昨年度は368人に交付をいたしまして、ポイントの、商品券の上限を3,000円までということで上限を組んでいるのですが、多くの方がその3,000円ということで贈呈をしたところでした。これによって、高齢者の方の社会参加、それから地域貢献、自分自身の生きがいがづくり、そういったものを行政としても支援することと、あとは地域を支える担い手の育成というところの観点でも進めていきたいと思っております。

以上でございます。

○中島直樹委員長 柳沢委員。

○柳沢 暁委員 あと、この事業によってそういった参画を促すようなところで、うまくいっているというような、ちょっとその辺を確認ですが。

○中島直樹委員長 高齢介護課長。

○佐藤友美代高齢介護課長 まだ、始まったばかりですので、検証まではいきませんが、そこに参加している方から聞き及ぶ話ですと、やはり好評でございます。やっている張り合いがあるという、前向きなご意見を頂戴しているところでございます。

以上です。

○中島直樹委員長 ほかに質疑はございますか。

丑久保委員。

○丑久保恒行委員 介護保険料のこの先の見通しといたしますか、3年に一度、介護保険料が見直しされると、そういう中で、ドクター、お医者さんの施術料が毎年毎年アップしている、あるいは居宅介護、それと施設介護、これもサービス料がアップしているということが、両面からも確実視されていると、見直し、見直しということで、介護保険料が年々上がっていくと。3年に一遍ですね、見直しで上がっていくと。

一方で、8億円近い一般会計からの繰出金があって、これもややもすると繰出金の額も上がっていくということが想定されるわけですね。介護保険を利用する方の支出と、一方で、その歳入といたしますか、支払う方、あるいは一般会計からの収入と、このバランスがこの先どうなっていくのかなと、ちょっと不安な部分があるんですけども、課

長、どうでしょうか。

○中島直樹委員長 高齢介護課長。

○佐藤友美代高齢介護課長 非常に悩ましいところが正直なところでございますが、やはり今、高齢者がまだ増えております。よく言われる2040年に向けて、高齢者率は増加している。よく高齢者の高齢化という言葉もございますが、羽生市もそうなんですけれども、高齢者の中でもさらに85歳以上ですとか、そういった層が増えてきている。そうすると、やはり重症化といいますか、介護認定度がますます上がってくるようなところは、どうしてもこれは避けて通れないところかなと思っております。

今の段階で、次期保険料がどのくらいということは申し上げることはできませんが、やはりそれには、丑久保委員おっしゃるとおり、じゃ、どうしたらいいのというところで、どうやって抑制しようというところは、どこの自治体も悩んでいるところだと思います。

私自身が考えている手法というのは、主に2つありまして、まずは地道な介護予防の取組かなと思っております。先ほど来、話出ていますが、いきいき百歳体操ですとか、それからはつらつ教室、これは月1回、公民館で開催しているもので、軽い運動と脳トレを取り入れたものなのですが、そんなふうに運動だけではない脳トレ、それから閉じ籠もりにならず、外に出ることで、お友達とお話をしたり、そこでまたコミュニケーションを取って、介護予防につながる、そういった本当に地道な取組がこれからは不可欠なのかなと思っております。

それから、もう一つは、ちょっとこれはなかなか難しいところがあるのですが、ケアプランの点検の実施というのをもう少し取り組めたらなというところを思っています。我が市でもシステムを導入いたしまして、介護の給付サービスと認定の度合いとの情報を突合いたしまして、そのケアプランの中身が不整合がないかですとか、この認定度の方にこのサービスというのは、十分過ぎるんじゃないのとか、そういったようなケアプランの点検というものもやはり必要なかなと思っております。

必要なサービスを届けているのか、認定度合いに見合ったサービスを提供しているか、そういった点検を我々自身が実施することで、適正な介護給付に努められるのかなと思っております。なかなか難しいところではございますが、そういった取組の中で、これからは抑制に努めてまいりたいと思っております。

以上です。

○中島直樹委員長 丑久保委員。

○丑久保恒行委員 抑制というところで、いきいき体操、市内44か所、ただ、いきいき体操の会場に行ける人はいいんですが、圧倒的に行けない人のほうが多いわけでありませう。そういう意味では、在宅で、家の中に籠もって1日を過ごすという方が圧倒的にやっばり多いわけですね。そういう人たちは、ある意味、お医者さんに通うパーセンテージが非常に高いと。足腰が年々弱ってきて、子や孫たちにお医者さんに連れていってもらおうと、そういう度合いが年々増加しているわけでありまして、介護予防という、いきいき体操に参加するという割合は少しずつ増えてはいると思いますけれども、なかなかその会場まで行けないという人たちのフォローというのが非常に難しいかなと思うんですね。

そういうところに、しっかりとやっばりメスを入れていかないとという、その考え方が一方ではあるんですが、この辺の訪問介護も含めて、何かいいアイデアがありましたら、課長、どうでしょうか。

○中島直樹委員長 高齢介護課長。

○佐藤友美代高齢介護課長 丑久保委員おっしゃるとおり、いきいき百歳体操は、どちらかといいますと介護予防のほうでして、そこに行けない方がもちろんいらっしゃることも認識は持っております。そういった方に対して、じゃ、できることは、ヘルパーさんとか、そういう介護サービス以外にできる場所といいますと、やっばり地域の力なのかなと思っているところがあります。自治会、民生委員とよく言われていますけれども、そういう役がついている方ばかりでない地域の方が見守ったり、声かけをしたり、そういうことがやはり大切なのかなと思うところもあります。

ただ、これは行政のほうでこうしなさいよと言って、どうにかなるものでもないもので、そういった住民の、市民の意識づけにつながるような地道な取組が、やはり我々に求められているのかなと思っているところでございます。

以上でございます。

○中島直樹委員長 丑久保委員。

○丑久保恒行委員 よく自助とか、共助とか、公助とかという言葉があるわけですが、ぜひとも介護予防以外の在宅で生活している人たちの介護支援というものにどんなものがあるかということ、やっばり探求しながら、自治会あるいは児童・民生委員の皆様、特に児童・民生委員の皆様は積極的に地域支援ということで、かなり広域なテリトリー

の中で頑張っておりますけれども、自治会の代表者というのは、たらい回しでありますので、なかなか今成り手がいないといえますか、あるいは役員さんになっても、その任を年々全うできる方が少なくなってきておりますので、そういう意味では、第3の在宅介護支援というかをお考えになって、普及を進めていただけたらありがたいと思いますので、ぜひとも新しいアイデアをお考えになって、推進していただければありがたいと思います。

それが、ある意味、繰出金を増やさない、あるいは介護保険料を値上げしない秘訣といえますか、ということにつながってくれると思いますし、よろしくお願いします。

○中島直樹委員長 高齢介護課長。

○佐藤友美代高齢介護課長 在宅でできる限り自立した生活ができるように、福祉サービスとしては、例えば住宅の中に手すりをつけるですとか、レンタルでポータブルトイレを、それは購入だったりしますけれども、そういったサービスもございます。

一般会計のときの質疑の中でもありましたけれども、その方に合った福祉サービス、介護サービスがどういったものなのかというのは、一番直接接しているケアマネジャーさんがよく理解されて、ご案内している実情がございまして、そこはもう地域包括支援センター、ケアマネジャーさんを含めて、我々もやり取りをしながら、そういった寄り添った対応をしてまいりたいと思っております。貴重なご意見をありがとうございました。

○中島直樹委員長 ほかに質疑はございますか。

柳沢委員。

○柳沢 暁委員 令和6年度の当初予算の概要に、認知症初期集中支援チームの運営122万5,000円ということであります。医師、看護師等による認知症集中支援チームを設置し、認知症が疑われる人とその家族を訪問し、医療機関への早期受診を促しますということなんですけれども、これの活動状況というのはどうなのか、お伺いいたします。

○中島直樹委員長 高齢介護課長。

○佐藤友美代高齢介護課長 予算の中の多くを占めておりますのが、先ほど来話が出ている認知症ケアパスの印刷製本費が大きなものでございます。ご質問の認知症初期集中支援業務のところにつきましては、令和6年度は3つのケースの検討と、中でも1件については、医師が直接ご自宅に訪問をして様子を見るというところで支援をしたという実

績になっております。

以上でございます。

○中島直樹委員長 柳沢委員。

○柳沢 暁委員 何かこれを見ると、もっといろんなところにも出向いて行って、早期発見して、受診を促すような感じに予算のほうでは書かれているんですけども、あまりそういった活動というのは積極的にやっていなくて、どちらかという、認知症ケアパスとか、そっちの方向にシフトしていているような感じなんですか、その辺をお伺いいたします。

○中島直樹委員長 高齢介護課長。

○佐藤友美代高齢介護課長 予算の段階で、認知症ケアパスは予定をしていたようなので、記載の仕方がうまくなかったかもしれませんが、先ほどお話にある認知症初期集中支援というものは、そういった必要があると思われる方がいたときに対応するものですので、何件も何件もという想定というよりは、もしも疑わしいという声が地域から届いたときには、速やかに対応し、できるだけ早期にその方をサポートできるような体制をとるといっていただいております。こちらに関しては、引き続き対応してまいりたいと思います。

以上です。

○中島直樹委員長 柳沢委員。

○柳沢 暁委員 結構、認知症というのは、たくさん今後増えてくるという見通しだし、疑われる人もかなり多くいるのかなと思うんですよね。認知症の高齢者というのは今後ずっと増えていくという、その対象となる人というのはかなりいそうなんですけれども、今回で見ると1件だけということなんですけれども、何かあれですよね、なかなか発見が難しく、そんなにそこに重きを置いていないのかなという気はするんですけども、そういうわけではないんでしょうかね。

○中島直樹委員長 高齢介護課長。

○佐藤友美代高齢介護課長 認知症の疑いがある方、全ての方に行政から手を差し伸べて、医療機関の受診を促すというものでもなく、どちらかというご自身でとか、ご家族のほうで。

〔「申請主義だからね」と呼ぶ者あり〕

○佐藤友美代高齢介護課長 はい。受診していただくのがほとんどです。中でも、どうも

認知症が疑わしいのではないかということが、周りから、例えば包括の方が訪問しても、なかなか受診をしないとか、そういったときに、こちらから出向いてでも様子を見ようという、そういう待ちの状態ではなく、我々からも行きますよ、支援しますよというのが、この事業の趣旨となっております。

○柳沢 暁委員 分かりました。

○中島直樹委員長 ほかに質疑はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中島直樹委員長 それでは、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

討論のある方は順次発言を願います。

柳沢委員。

○柳沢 暁委員 議案第44号 令和6年度羽生市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、反対の立場から討論します。

2025年、自治体要請キャラバン資料集によると、4月1日現在、第1号被保険者の滞納数は206人となっています。介護保険料の引上げを抑えるため、一般会計からの介護保険会計に繰入れを多く行うなど対策を行なっていかなければ、保険料はますます負担増となります。負担軽減するべきことを指摘いたしまして、反対いたします。

以上です。

○中島直樹委員長 ほかに討論はございますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○中島直樹委員長 討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第44号 令和6年度羽生市介護保険特別会計歳入歳出決算は、これを認定することに賛成の委員の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○中島直樹委員長 挙手多数と認めます。

よって、本案は認定すべきものと決しました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

これをもって散会いたします。

お疲れさまでした。

午後 2時51分 散 会